

経済産業省委託事業
平成 21 年度 サービスイノベーション創出支援事業
(サービス産業能力評価システム構築支援事業)

チャイルド ケアテーカー資格検定事業

報 告 書

2010年3月5日

チャイルド ケアテーカー資格検定コンソーシアム
(代表団体・ビズデザイン株式会社)

目 次

本事業の概要

1. 本事業の背景と目的	- 1
2. 本事業の目標	- 2
3. 本事業の具体的内容と実施方法(推進体制)	- 3

「一時的な保育サービス」市場の成立可能性に関する調査

1. 母親・父親からみた需要の検討	- 1
2. 企業からみた需要の検討	- 13
3. 行政からみた需要の検討	- 15
4. 保育事業者からみた供給の検討	- 19
5. 参入が想定される業界動向からみた供給の検討	- 24
6. 「一時的な保育サービス」市場の成立可能性に関する調査のまとめ	- 25

チャイルド ケアテーカー資格検定事業の活用可能性に関する調査

1. 関連業界からみた必要度認識把握	- 1
2. 資格検定制度の利用(受験)意向の把握	- 5
3. チャイルド ケアテーカー資格検定事業の活用可能性に関する調査のまとめ	- 10

チャイルド ケアテーカー資格検定の制度設計のための検討

1. 事業主体に関する検討	- 1
2. 事業スキームに関する検討	- 5
3. 資格基準に関する検討	- 10
4. 実施方法に関する検討	- 19
5. 実施スケジュールに関する検討	- 21
6. 事業収支に関する検討	- 22

チャイルド ケアテーカー2級の制度設計素案

1. 認定主体	- 1
2. 認定する資格	- 1

3. 受験資格及び受験免除規定	- 2
4. 資格基準	- 2
5. 実施方法	- 2

チャイルド ケアテーカー認定事業所制度に関する検討

1. 認定事業所制度の必要性	- 1
2. 業界自身が認証主体となっている類似事例の検討	- 2
3. 認定事業所制度の素案	- 4

本事業の評価及び問題点

1. 本事業の評価	- 1
2. 本事業の問題点	- 2

今後の課題及び展開

資料編

1. エンドユーザーアンケート単純集計結果	資料 - 1
2. 母親・父親ニーズ調査の記録	資料 - 16
3. 企業訪問ヒアリングの記録	資料 - 70
4. 行政ヒアリングの記録	資料 - 73
5. 保育事業者ヒアリングの記録	資料 - 83
6. 保育事業者に関連する情報検索・ヒアリング調査等の記録	資料 - 95
7. 関連業界に対するヒアリングの記録	資料 - 99
8. 受験意向把握のためのヒアリングの記録	資料 - 109
9. 受験意向把握のためのアンケート単純集計結果	資料 - 124
10. 事業主体の検討に関する業界団体等メールアンケートの結果	資料 - 127
11. 事業主体の検討に関する文献・資料調査の結果	資料 - 131
12. 事業主体の検討に関する厚生労働省所管課ヒアリングの結果等	資料 - 134
13. 事業スキームの検討に関する既存制度事例調査の結果	資料 - 136
14. チャイルド・ケアテーカー資格検定コンソーシアム委員会議事録	資料 - 137

本事業の概要

1. 本事業の背景と目的

(1) 背景

わが国においては、保護者がフルタイムまたは一定時間数以上就労する家庭のための保育サービスは多様に展開されているが、近年需要の高まっている「一時的な保育サービス」(保育所等の就労家庭を対象とする継続的・定期的利用の保育に対して、すべての子育て家庭を対象とする単発的・非定期的利用の保育を総称する)については量的にも質的にも充足しているとは言えない。

こうしたなか、厚生労働省は 2009 年度、一時預かり事業を法定事業として新たに創設し、専業で子育てする家庭が利用しやすい「一時的な保育サービス」を全国に広げようとしている。また、多くの民間事業者や NPO 法人が独自に「一時的な保育サービス」を提供していることから、今後はさらなる増加が見込まれる。

一方、「一時的な保育サービス」についてはその特性を踏まえた保育者のスキル標準が確立されていないという実態がある。「日々異年齢の子どもが一時的に利用する」、「集団保育に慣れない低年齢児が多い」、「初めて利用し不安を覚える子どもとすでに利用に慣れた子どもを一緒に保育する」、「利用に不安を感じる保護者への対応」「需要の変動に柔軟に対応するためのビジネススキル」等々、継続性を前提とする保育所等の保育とは異なるスキルが求められる。

現在、「一時的な保育サービス」に携わる保育者のための研修としては、社団法人全国ベビーシッター協会の家庭訪問保育に特化した研修、各市に設置されるファミリー・サポート・センターが会員を対象として実施する研修(主として会員活動の意義を中心とする研修)などがあるが、いずれも家庭外に場所を設定しての集団での一時的な保育に対応するものではなく、それらを補う制度の構築が求められている。

(2) 本事業の目的

本事業は「一時的な保育サービス」の拡大により、保育サービス業界の活性化を図るため、「一時的な保育サービス」に従事する保育者(チャイルド ケアテーカー、CCT)の人材育成を目的として実施する資格認定制度の事業化を目的として実施したものである。

一方、これら取組の前提として、「一時的な保育サービス」という事業が市場性をもって成立することを検証する必要である。そのため、本年度は特に「一時的な保育サービス」のビジネスの確立と、当該業界の発展に向けた市場成立可能性を中心とした検討を進め、それを前提として、「チャイルド ケアテーカー資格検定」実施に向けた素案の作成に取り組んだ。

2. 本事業の目標

本事業は次の3つの事項を目標として実施した。

(1) 一時的保育サービス市場の成立可能性に関する調査

「チャイルド ケアテーカー(CCT)資格検定事業の事業計画」が社会的有用性をもって受容される大前提のひとつである、有望な「一時的な保育サービス」市場について分析した。

(2) 業界標準・資格検定制度の活用可能性に関する調査

「チャイルド ケアテーカー(CCT)資格検定事業の事業計画」が社会的有用性をもって受容される大前提のひとつである、業界標準・資格検定制度の受験ニーズを確認した。

(3) チャイルド ケアテーカー資格検定実施に向けた素案の作成

次年度以降の本格的な事業化に向けて、「チャイルド ケアテーカー(CCT)資格検定の実施に向けた素案」を構築した。

3. 本事業の具体的な内容と実施方法(推進体制)

(1) 本事業の具体的な内容

本事業では以下の事項について調査・検討を進めた。

一時的な保育サービス市場の成立可能性に関する調査

(ア) エンドユーザーアンケート

- ・ 「一時的な保育サービス」の直接の利用者となる未就学児をもつ世帯(東京都 23 区、千葉市、横浜市、川崎市、さいたま市の首都圏主要都市在住者)を対象としたインターネットによるアンケートを実施し、「一時的な保育サービス」の市場規模を推計した。

(イ) 母親・父親ニーズ調査

- ・ 未就学児をもつ世帯の夫婦を対象とし、母親グループと父親グループに分けたグループインタビューを実施し、「一時的な保育サービス」の需要度を分析した。

(ウ) 企業ユーザー調査

- ・ 企業訪問ヒアリングを実施し、社員を利用者とする一時預かり保育の需要の有無、程度、企業の福利厚生施策として社内で「一時的な保育サービス」を実施する可能性を把握した。

(エ) 行政ニーズ・施策調査

- ・ 品川区、千葉市、横浜市、川崎市、さいたま市の各行政機関を対象とした訪問ヒアリングを実施し、各行政機関が把握している一時預かり保育に対するニーズ(利用量、利用の背景、利用者の声等)、一時預かり保育の料金設定、一時預かり保育活動(事業)に対する行政としての関与・支援(保健福祉施策における位置づけや補助交付等)の実態等を把握した。
- ・ 厚生労働省による平成22年度予算等を収集し、一時預かり事業の供給目標量等を把握した。

(オ) 事業者及び人材の存在規模把握調査

- ・ 一時的な保育を実施している保育事業者(民間の保育事業者、NPO 法人等の保育事業者、顧客サービスとして託児等を実施している事業者、ベビーシッター会社等)を対象として訪問ヒアリングを実施し、一時的な保育サービスの需要見通し、経営・運営状況、事業規模、事業内容等を把握した。
- ・ ホテル、旅行業、学習塾などを対象としたヒアリング、インターネット調査を実施し、一時的な保育事業への関心の状況、取り組み状況を把握した。

業界標準・資格検定制度の活用可能性に関する調査

(ア) 関連業界からみた必要度認識把握

- ・ 一時的な保育を実施している保育事業者(民間の保育事業者、NPO 法人等の保育事業者、顧客サービスとして託児等を実施している事業者、ベビーシッター会社等)を対象として訪問ヒアリングを実施し、子育て

関連業界において、業界標準や資格検定制度がどの程度必要と考えられているか、また、実際にどの程度活用される可能性があるかを把握した。

(イ) 資格検定制度の利用(受験)意向の把握

- ・ アンケートは、保育士資格取得予定の学生を対象としたアンケート及び一時的な保育を実施しているシニアグループを対象としたグループインタビューを実施し、現時点における資格検定制度の受験意向を把握した。

チャイルド ケアテーカー資格検定制度の事業計画策定

(ア) チャイルド ケアテーカー資格検定制度の事業主体に関する検討

- ・ 業界構造のマッピング(ドメインマップ)を作成し、「チャイルド ケアテーカー資格検定制度コンソーシアム委員会」の助言を得ながら資格検定制度の事業主体となるにふさわしい組織のあり方を検討するため、業界団体等を対象としたメールアンケート、厚生労働省所管課とアリングを実施した。

(イ) チャイルド ケアテーカー資格検定制度の事業スキームに関する検討

- ・ U-CANなどの資格検定制度関係事業者が取り扱っている資格制度を参考事例としながら、事業スキームの検討を行った。

(ウ) チャイルド ケアテーカー資格検定制度の事業規模に関する検討

- ・ 「 」及び「 」において検討した定量情報をもとに、潜在的受験者数の推計及び毎年受験者数の設定を行った。

(エ) チャイルド ケアテーカー資格検定制度において設定する資格基準に関する検討

- ・ 資格検定制度において最も重要なコンテンツとなる資格基準(等級設定、等級別に必要とされるスキル基準)に関して、「チャイルド ケアテーカー資格検定制度コンソーシアム委員会」の助言を得ながら検討を行った。

(オ) チャイルド ケアテーカー資格検定制度の実施方法に関する検討

- ・ U-CANなどの資格検定制度関係事業者が取り扱っている資格制度を参考事例としながら、資格検定制度の実施方法(時期、場所、費用等)に関する検討を行った。

(カ) チャイルド ケアテーカー資格検定制度の実施スケジュールに関する検討

- ・ 資格検定制度の実施スケジュールについて、事業主体の組成、事業詳細計画の立案等にはじまり、初回資格検定制度の実施に至るまでの事業スケジュールの検討を行った。

(キ) チャイルド ケアテーカー資格検定制度の事業収支に関する検討

- ・ 資格検定制度を実施した場合の事業収支に関する検討を行った。

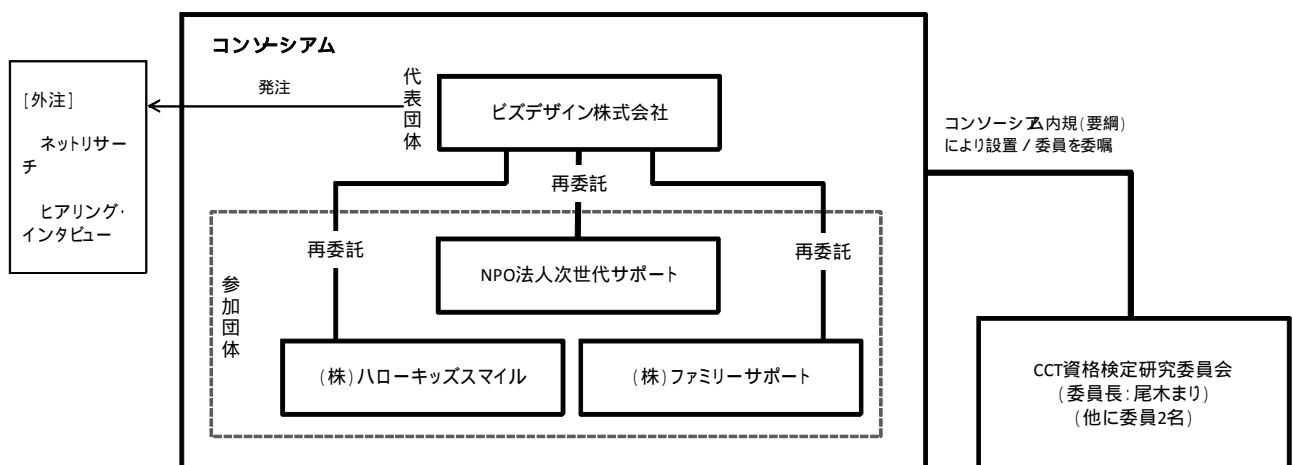
(ク) チャイルド ケアテーカー資格検定制度の実施に向けた素案の作成

- ・ チャイルド ケアテーカー2級及び1級のそれぞれの定義、及び受験資格の整理を行った。
- ・ チャイルド ケアテーカー2級の資格検定制度の素案を作成した。

(2) 本事業の実施方法(推進体制)

本事業は下記の通りの実施方法(推進体制)をとった。

関係事業者		一時預かり保育市場の 成立可能性に関する調査	業界標準 資格検定制度の 活用可能性に関する調査	チャイルド ケアテーカー 資格検定事業の事業計画策定
コンソーシアム	ビズデザイン株式会社			
	特定非営利活動法人 次世代 サポート	再委 託	-	-
	株式会社ファミリーサポート	再委 託		
	株式会社ハローキッズスマイル	再委 託		
ネットリサーチ(外注)			-	-
ヒアリング・インタビュー(外注)				-
受験意向調査(外注)		-		-



1. 母親・父親からみた需要の検討

(1) エンドユーザーアンケートの結果考察

- エンドユーザーアンケートとして実施したインターネットリサーチは、東京都 23 区、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市に在住の就学前の子どもを持つ 20 代～40 代の女性 1,000 人を対象とした。
- 【インターネットリサーチでの一時的な保育サービスの定義】 このアンケートでいう「一時的な保育サービス」とは、生後 6 ヶ月から小学校入学前の健康な子どもを対象として、理由を問わず誰でも、開所日・開所時間内であればいつでも、何時間でも子どもを預かる保育サービスのこと。親の留守中に家庭で子どもの世話をするベビーシッターとはちがひ、複数の子どもを保育ルーム等の施設内において一時的に保育する民間のサービスのこと。

未就学児童をもつ母親は一時的な保育サービスに関して、関心が高い

『一時的保育サービス』について、44.8%が「大いに関心がある」と回答。また、42.1%が「まあまあ関心がある」と回答しており、85%強の人が関心を示している。

一時的な保育サービスを利用する理由は、リフレッシュと緊急

『一時的な保育サービス』を利用する理由の第1位は、「自分自身の体調が悪いとき」であり、64.6%の人が回答していることから緊急的な場合の利用意向が強い。また、第2位は44.8%の人が回答した「息抜きの時間がほしいとき」となっており、リフレッシュ的な要素が強いことから、就労目的ではない利用意向が強いと言える。

カテゴリー別の傾向としては、「息抜きの時間がほしいとき」など自分都合での利用意向が、もっとも高く全体の28.7%を占めている。次に利用意向が高いのは、緊急性の要素が強い「自分の体調が悪いとき」などとなり、24.6%となっている。

「兄弟・姉妹を病院に連れて行くとき」などの家族都合での利用意向は、3番目の21.0%となっている。「仕事に出かけるとき」などの仕事都合での利用意向は、4番目の16.9%となっている。

「子どもを他の子どもと積極的に関わらせたいとき」などのその子ども自身の理由での利用意向は、7.0%となり、最も回答が少ない。

カテゴリー別の傾向を見ても、リフレッシュ型と緊急型での利用意向が高いことが言える。

お散歩や公園での外遊びは必須要素。生後半年未満の乳児の預かりと送迎サービスに価値を実感

下記の付加サービスについて、1時間当たり1,500～3,000円の間で、どの程度の価値があると感じているのを聞いた。回答があった平均負担費用可能額は、以下のとおりとなっている。

図表 - 1 付加サービスに対する負担可能額

付加サービス	平均負担可能額
5.生後半年未満の乳児も預けることができる	1,809 円
7.保育園・幼稚園・小学校など子どもがいるところまで迎えにきてくれる	1,724 円
3.知育遊びやリトミックなどの幼児教育を提供してくれる	1,672 円
4.当日予約でも受け入れてもらえる	1,632 円
1.早朝(朝7時頃)から預けることができる	1,614 円
6.小学校低学年の児童も預けることができる	1,541 円
2.お散歩や公園での外遊びをさせてくれる	1,530 円

最も付加価値の高いサービスは、1,809 円の「生後半年未満の乳児も預けることができる」となっており、最も低い「お散歩や公園での外遊びをさせてくれる」の 1,530 円とは 1 時間当たり 279 円の差がある。

最も付加価値の低いサービスである「お散歩や公園での外遊びをさせてくれる」は、最低価格の 1,500 円に近いことから、一時的な保育サービスの必須的要素とも言える。

国家資格(保育士)と業界資格が拮抗

一時的な保育サービスに携わるスタッフの資質に関する質問をしたところ、最も多い回答は、「保育士、幼稚園教諭などの国家資格をもつスタッフがいないと安心してできない」の 31.2%となっている。

2 番目に多い回答は、「国家資格ではなくても保育サービスの業界が検定制度に基づいて認定する資格を持つスタッフがいたら安心してできる」の 30.3%となっており、「国家資格をもつスタッフ」と拮抗している。

3 番目に多い回答は、「国家資格や業界認定資格よりも保育スタッフの人柄を重視する」の 26.8%となっている。

最も少ない回答は、「国家資格や業界認定資格よりも保育スタッフ自身の子育て経験を重視する」の 11.7%となっているが、一定程度の支持はあると考える。

上記から保育スタッフに対する意識は、国家資格取得者である傾向がやや強いものの個人によって多様

化しており、チャイルド ケアテーカーの有用性も認められると考える。

一時的な保育サービスの利用意向からみた潜在的需要量は首都圏 5 大都市で 58 万世帯

「一時的な保育サービスを利用したいと思いますか？」の質問に対し、回答者の 24%が「是非利用したい」、61%が「利用することがあるかも知れない」と回答している。その前段の質問で「一時的な保育サービスに関心がない」と答えている人は質問から除外されているため、そのことを加味すると全体の 77.6%の利用意向があると考ええる。

平成 19 年度「就業構造基本調査」によると首都圏 5 大都市(東京 23 区、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)に居住する 6 歳未満の子をもつ世帯は、579,100 世帯となっている。

上記から首都圏 5 大都市に住む 449,382 世帯に潜在的需要があると考ええる。

一時的な保育サービスの市場規模は、首都圏 5 大都市で 650 ~ 1,160 億円

利用頻度に関する質問については、回答者の 30.4%が「1 年間に数回程度」と回答しており、最も多い。次いで多いのが、18.4%を占めている「ひと月に 1 回程度」の回答、13.5%を占めている「ひと月に 2 回程度」の回答となっている。なお、利用頻度から平均利用日数を算出すると 53.8 日となっている。

利用時間に関する質問については、回答者の 21.9%を占めている「およそ 3 時間」の回答が最も多く、次いで多い回答が、19.6%を占めている「およそ 4 時間」となっている。なお、平均利用時間は、4.8 時間となっている。

上記 から潜在的需要のある首都圏 5 大都市に住む 449,382 世帯が、1 時間あたり 1,000 円の一時的保育サービスを 1 回あたり 4.8 時間の利用が、年間を通じて 53.8 日あった場合、1,160 億円の市場規模となる。

一時的な保育サービスを利用するための家計からの支出可能額を聞いたところ「ひと月に 5,000 円までなら」の回答が最も多く、40.1%を占めている。次いで多い回答が、35.2%を占めている「ひと月に 10,000 円までなら」となっている。なお、平均の支出可能額は月額 12,000 円となっている。

上記 から潜在的需要のある首都圏 5 大都市に住む 449,382 世帯が、月額 12,000 円の利用があった場合、647 億円の市場規模となる。

上記の一時的保育サービスの利用回数、平均時間からと平均支出可能額の両面から見た場合、647 ~ 1,160 億円の市場規模があると推定する。

(2) 母親・父親ニーズ調査(グループインタビュー)の結果考察

母親・父親ニーズを把握するために実施したグループインタビューの結果を、以下の項目で整理し、それぞれの項目に対するニーズの傾向等をまとめた。

一時的な保育サービスの利用意向(全般)

一時的な保育を利用する理由

- 1 仕事
- 2 リフレッシュ
- 3 病気や通院(緊急)
- 4 子どもに関する事情
- 5 その他

他の手段(親・友人に預ける)との比較優位性

利用頻度について

料金について

保育にあたるスタッフについて

一時的保育事業者に求めること

- 1 サービス(付加価値等)
- 2 マネジメント(情報開示、スタッフ教育、コミュニケーション等)
- 3 安全性・信頼性

一時的な保育スタッフの資格について

その他

一時的な保育サービスの利用意向(全般)
フルタイムの女性は子どもを預けることに抵抗はない
商業施設などに一時的保育施設が欲しい
子どもが楽しんでいることが大事
自分都合の場合は、親兄弟には引け目を感じる

【コメント】

現在産休中、月極で保育園の入れない場合は利用する(フルタイム女性)

普段保育園に預けている人と預けていない人ではまったく状況が違う(フルタイム男性)

映画館やコンサートホールにあれば、利用したい(フルタイム男性)

仕事なら親に頼めるが、自分の都合なら親には引け目を感じる(フルタイム女性)

自分のおこずかいを使ってでも利用したい(パートタイム男性)

一時預かりに心理的抵抗はあるが、実際に利用した時に子どもは楽しそうだったので、子どもが楽しけ

ればいいかと思う(パートタイム男性)

同施設内に保育サービスがあるのであれば、買い物でも預けることはある。旅行先でもホテルの紹介など責任の所在がはっきりしていれば、それほど不安は感じない(子育て専門男性)

公的サービスは0歳児の対象が多いが、1歳半～3歳の一番大変な時期には何もない。子育ての知恵や情報などがほしい(子育て専門女性)

一時的な保育を利用する理由	
1 仕事	
	会社近くにあれば、残業、休日出勤時などの利用意向は高い
	就職活動のために一時的保育は必要
	会社が提携していれば更に利用意向は高い

【コメント】

あらかじめ残業や休日出勤などがわかっているときは会社の近くにあれば、利用したい(フルタイム女性)

通常保育で園を探しているがなかなか空きがなく、なかなか働くことができない。一時保育を週に2～3日利用しながら段階的に預けられる保育園がほしい(パートタイム女性)

会社が提携している施設であれば、利用する(子育て専門男性)

施設の品質が担保されているのであれば、福利厚生面での利用につながると思う(子育て専門男性)

育児休暇を取るのには抵抗があり、事実上難しい(子育て専門男性)

一時的保育が利用できる会社は魅力的である(子育て専門男性)

一時的な保育を利用する理由	
2 リフレッシュ	
	記念日など夫婦ふたりで晩御飯の食事のときに利用意向が高い
	2～3時間でも十分リフレッシュになる
	自己都合では身内に預けにくいので、一時的な保育サービスを利用したい

【コメント】

夫婦で飲みに行くことを最近していないので、夜がやっているのなら預けたい(フルタイム女性)

2～3時間でも利用できれば、自分のやりたいことができ、ストレス解消になる(パートタイム男性)

ママたちの気分転換で2～3時間ぐらいいいと思う(パートタイム女性)

イライラして親子が一緒にいるよりも3,500円のお金を払って子どもを預け、リフレッシュした方がいい(パートタイム女性)

夫婦で出かけるときに利用したい。自己都合で身内に預けるのは遠慮がある(子育て専門男性)

妻の育児ストレス軽減に利用したい(子育て専門男性)

一時保育の利用によって、お母さんが子育てに余裕を持てることはいいこと(子育て専門女性)

一時的な保育を利用する理由	
3	病気や通院(緊急)
	病院などの緊急対応に対する要望は強い
	大学病院など大病院での利用経験は高い

【コメント】

自分が病気で寝込んでいた時に子どもがいたずらをして大変だった。その時は預けたらよかったと思った(フルタイム女性)

大学病院に保育ルームがあって、受診している間に利用した経験がある(パートタイム男性)

妻が病院に行くときに子どもを置いてひとりで行けない(子育て専門男性)

夫婦一緒に人間ドックを受診したかったが、一時保育を知らなかったので、別々に受診した(子育て専門男性)

産後の時期に上の子どもをどうしようかと思ったときに預けたかった(子育て専門女性)

一時的な保育を利用する理由	
4	子どもに関する事項
	子どもが楽しい環境であるかが大事

【コメント】

子どもにとっていい時間が過ごせるなら1時間1,000円は問題ない(パートタイム女性)

子どもにとって、はじめて会う友達と一緒に遊ぶことはいい刺激になると思う。何も特別なサービスは求めない(子育て専門男性)

一時的な保育を利用する理由	
5	その他
	少しの間でも落ち着いた時間を必要とする場合に利用意向がある
	商業施設内での一時的保育ニーズは高い

【コメント】

住宅の購入の検討をしている。打ち合わせなどゆっくりと話をする必要があるときに一時的保育サービスがあれば、利用したい(パートタイム男性)

重要な買い物のときに商業施設で預けようと思ったが、年齢制限があった(パートタイム男性)

品川プリンスホテル内にある映画館で、「ママズプラン」という5,500円で映画+託児+ケーキセットの

プランがあり、一度利用してみたい(パートタイム女性)

自分がやりたい活動の場所に託児所があると利用すると思う(子育て専門女性)

他の手段(親・友人に預ける)との比較優位性	
	身内などに預けることによって、余計な精神的ストレスが掛かる場合が多い
	お金を払うことで余計なストレスを失くすことができる

【コメント】

仕事なら親に頼めるが、自分の都合なら親には引け目を感じる(フルタイム女性)

肉親なら気兼ねがないが、友人にはお互いに気を使う。プロにお金を払った方が預けやすい(パートタイム男性)

兄にも子どもがいるが幼いので、預けるのに遠慮がある(子育て専門男性)

他人に預けるにしてもただではいかない。菓子折りでも買ったなら数千円になる。それでは一時預かりとあまり変わらない(子育て専門男性)

お金を払っているからこそ「きちんとみてください」などの要望・意見が言える(子育て専門女性)

利用頻度について	
	リフレッシュ利用は月1回程度
	教育的な内容があれば、週1回以上の定期的利用となりやすい
	預かる時間数と保育の質は比例することが求められている

【コメント】

夫婦のリフレッシュのためなら月1回くらい利用する(フルタイム男性)

施設のクオリティーと安全性が確認できれば、月に1回程度の利用ならいい(パートタイム男性)

プレ幼稚園的な内容なら週に1~2回は通わせたい(子育て専門女性)

少ない時間なら預かるだけでいいが、一日となるとある程度の質を求める(パートタイム男性)

料金について	
	価格に対する意識は多様化している
	教育的付加サービスにはある程度の支出意思はある
	突発性や一日対応の場合はある程度の額は必要という認識はある

【コメント】

友達の結婚式だと1日1万円払っても利用したい(フルタイム女性)

1日1万円となると高い(フルタイム男性)

5 千円ならば、月 1 回週末の半日を預けようかと思う(フルタイム男性)
 体調が悪いなどの突発的なときなら 1 時間 2,000 円までは出す(フルタイム女性)
 息抜きのために 1 時間 1,500 円は高い(フルタイム女性)
 お稽古ごとがあっても一時預かりに 2000 円は高い(フルタイム女性)
 1 時間 1,000 円なら十分いいと思う(パートタイム男性)
 以前利用していた近所の保育園は 1 時間 500 円だった(パートタイム女性)
 当日対応なら 1 日 8,000 円は支出可能(子育て専門男性)
 おむつもお弁当も用意して、最低限のサービスで時間 500 円というニーズもある(子育て専門男性)
 習い事感覚なら 1,000 円は高くない(子育て専門女性)
 預かるだけの 1,000 円より付加価値サービスの 1,500 円を選ぶ(子育て専門女性)

保育にあたるスタッフについて	
	スタッフに求める内容も多様化しているが、安全第一という意識は高い
	子育て経験や人柄を求める声は多い
	ひとつの施設に属性などタイプの違うスタッフを求めることは多い
	母親レベルは最低限のスキルという共通認識がある

【コメント】

無認可であっても保育士のいるところに預ける(フルタイム男性)
 子育て経験があることは大きなポイント(フルタイム男性)(子育て専門女性)
 資格よりも経験が大事。だからといって、無資格でよいというわけではない(フルタイム男性)
 資格より自身の子育て経験が大事(フルタイム女性)
 なんでもいいので特技がある人がいい(フルタイム女性)
 救命救急の知識を持った人が必要(フルタイム女性)(パートタイム男性)
 保育者は自分よりも保育経験がある保育士がいい(パートタイム男性)
 子育ての経験があると安心感がある(パートタイム男性)
 性別でいうと女性かなと思う(パートタイム男性)
 何年か他の施設で働いた経験があるといい(パートタイム男性)
 年齢・性別など色々なスタッフがいた方がいい。おじいちゃん、おばあちゃんでもいいと思う。専門知識や資格ではない部分があるはず(パートタイム女性)(子育て専門女性)
 アレルギーの知識は持っていてほしい(パートタイム女性)
 小さい子どもを育てている母親の知識は持っていてほしい(パートタイム女性)
 全体を管理できるスキルを持った人、マネジメントができる人が必要(子育て専門男性)
 人柄は重要。それに加えてある程度のスキル(資格)があればよい(子育て専門女性)
 男性スタッフがいるといい(子育て専門女性)
 保育スタッフが地域に住んでいる人だといい(子育て専門女性)

一時的保育事業者を求めること	
1	サービス(付加価値等)
	教育的サービスがあれば、利用の心理的ハードルは下がる
	共働き家庭では、子どもが病気時に保育園が預かってくれないので、病児保育を受け入れる一時的保育を望んでいる
	夜間の利用を求める声は多い
	幼児教室のような内容ではなく、ちょっとした内容や工夫で子どもが楽しめる内容を求めている声は多い

【コメント】

- 記念日などで妻と食事に行くときに夜間利用ができれば利用する(フルタイム男性)
- 病後児保育と病児保育があるなら共働き家庭にもニーズがある(フルタイム男性)
- ただテレビを見せているだけではダメ。外遊びもしてもらいたい(フルタイム男性)(子育て専門女性)
- 泊まりで預かってくれるところがあれば、時間を気にしないでよいのでありがたい(フルタイム女性)
- 音楽とかダンス、お絵かき、イベントなど単発でもクリエイティブに楽しめるものだったらよい(フルタイム女性)
- ご飯やおやつを用意してもらいたい。オーガニックなどこだわったものならなおいい(フルタイム女性)(子育て専門男性)
- 牛乳パックでつくるちょっとした遊びなど「子どもが行きたい」と思うような仕掛けのあるところだといい(フルタイム女性)
- 仕事柄、夜の仕事が多く、預けられる園がなかなか見つからない(パートタイム女性)
- 毎週の定期的利用なら外遊びをお願いしたい(パートタイム女性)
- 幼稚園のお迎えつきだと1,000円は安い。2,000円ぐらいが妥当だと思う。安いと逆に心配(パートタイム女性)
- カフェ感覚で赤ちゃんも連れてこれ、保育対応ができるスタッフが常駐しているところがあればいいと思う(パートタイム女性)
- 当日対応のできることは大きなポイント(子育て専門男性)
- 連絡帳や写真で預かっていた時の子どもの様子がわかると価値がある(子育て専門女性)
- 教育的サービスがあると預ける後ろめたさが半減する(子育て専門女性)

一時的保育事業者を求めること	
2	マネジメント(情報開示、スタッフ教育、コミュニケーション等)
	インターネット等での情報検索と口コミである程度の目安をつけている場合が多い
	スタッフと保護者とのコミュニケーションに加えて、スタッフ同士のコミュニケーションや情報共有の深さを求めている傾向が強い
	色々なスタッフが相互補完的に働くことを求めている

【コメント】

すべての人にすべての能力を求めないが、施設トータルで兼ね備えてほしい(フルタイム女性)
スタッフにランクを設けて、チームをつくる方が確実性につながる(フルタイム女性)
利用しようと思った時にインターネットで調べて、情報を見比べた(パートタイム男性)
知人や友人から情報を集めたうえで、実際に施設を見て、安心できるかどうか決める(パートタイム男性)
以前、利用していたときに最初子どもは泣いていたが、だんだん泣かなくなって、自分から行くようになった。他の利用者やスタッフから情報を得て、安心感につながった(パートタイム男性)
礼儀正しい人、子どもとしっかりとコミュニケーションが取れる人(パートタイム男性)(子育て専門男性)
いつでも見学 OK ですということであれば、気軽に行って判断できると思う(パートタイム男性)
事業所内のトレーニングや研修の情報開示があれば、資格がなくてもこだわらない(パートタイム男性)
子どもの受け渡し時にちゃんとコミュニケーションを取って、対応してくれる人であれば、安心して任せたい(パートタイム女性)
専門的な情報を持っている人が施設にいるべきである。子どもと遊ぶスタッフ、リーダーなど役割分担があればいいと思う(パートタイム女性)
スタッフ間で情報共有を密にして、何かあれば親にきちんと伝えて欲しい(パートタイム女性)
利用することがわかっていて、事前に情報があるのであれば、利用する。突発的はハードルが高い(子育て専門男性)

一時的保育事業者を求めること	
3	安全性・信頼性
	事業者自身がどれだけ情報発信をしているかが、信頼性につながる
	保育者個人のスキルとともに事業者として組織のレベルが求められている
	社会人としてのビジネスマナーなどが信頼性につながる

【コメント】

共働きだったら、保育士並みの基準をもってほしいと思う(フルタイム男性)
数時間だったらいいが、1日預けるなら保育のレベルを求める(フルタイム男性)
定期的に検査をすると安心につながる(フルタイム女性)
市のホームページで注意を受けた情報を見て、無認可施設の一時保育の利用をやめた(パートタイム男性)
子どもが一時保育の環境になじむか心配がある(パートタイム男性)
公的なブランドは最初の段階で確認をして、あし切りをしてしまう(パートタイム男性)
運営している事業者(会社)がしっかりとしているかで判断する(パートタイム男性)
組織的にちゃんと運営されているということが安心感につながっている(パートタイム女性)
最低限のマニュアルは必要(パートタイム女性)
安全性が守られていれば、そこまでのサービスは求めない(子育て専門男性)

料金よりも質を知りたい、内容が見えないと預けない(子育て専門男性)

金額もさることながら信頼がポイント。資料を送られてきたときの書面の書き方や電話対応などで印象が悪くて、利用しなかったことがある(子育て専門女性)

一時的な保育スタッフの資格について
公的な資格を求める声は多いが、資格だけではダメ
保育者の人柄や内面が確認できる資格にしてほしい
まずは安全面、危機管理を最低限のこととして学んでもらいたい

【コメント】

やはり公的な関与があったほうがいい(フルタイム男性)

資格制度があった方が企業も導入しやすい(フルタイム男性)

公的なブランドは最初の段階で確認をして、あし切りをしてしまう(パートタイム男性)

実際に預けてみると資格なんて必要ないと思うが、入口では資格を見てしまう。やはり安心につながる(フルタイム女性)

教育を受けて、情報をもっていると穴がないという安心感がある(パートタイム男性)

アルバイトでも3日ぐらいは研修を受けないといけない仕事がある(パートタイム男性)

子どもが好きではなく、単に仕事としてやっている人はふるいにかける資格であってほしい(パートタイム女性)

資格の最低レベルは、母親レベル。安全面から危険かそうでないかの判断ができるようにしてもらいたい(パートタイム女性)

笑顔、情熱、使命感などが問われる面接が重要。面接や作文が重要視されないといけない(子育て専門男性)

筆記だけでなく、保育スタッフとしての適性が大事(子育て専門男性)

お料理上手でも調理師免許がないから衛生の知識がない、資格がないがゆえに事故が起こる可能性はあると思う(子育て専門男性)

うつぶせ寝など安全面での最低限の基準をクリアしないと合格できないものにしてほしい(子育て専門男性)

その他
チャイルド ケアテーカー資格検定をどのように仕事へ結び付けていくのか疑問
社会的に一時的な保育が広がってほしい
おかあさん自身が受験して、事業展開をしたいという声もあった

【コメント】

裾野を広げていくということや1時間1,000円という単価設定をかんがえると、資格であまりハードルを

高くできないのではないか。働く側に立つことを考えると、仮にステップアップしても1時間1,000だとやりたくない。資格にお母さんレベルを求めると裾野が広がらないように思う(パートタイム女性)

ワークライフバランスを考えると週2~3日働いて、他の日は家庭や子ども中心というのが理想的だと思う。のそういう働き方や生活を支えるような保育サービスは必要(パートタイム女性)

お試しで預けられるような仕組みがほしい(パートタイム女性)

お母さんの休日「ママホリデー」はビジネスになるはず(子育て専門男性)

おむつ換えの場所や授乳室などがあるので、大型のショッピングセンターを利用する(子育て専門男性)

お母さんたちが預かりあいをするポイント制にしてはどうか(子育て専門男性)

一時保育施設が身近な施設として存在するようになってほしい。社会全体で子どもを育てていくという考えで気軽に利用できるサービスとして存在してほしい(子育て専門女性)

主婦を対象にしたビジネスにつながっていくのかについては、疑問がある(子育て専門女性)

自分がチャイルド ケアテーカー資格検定を受けようかと思う。子ども相手の資格や事業立ち上げに興味がある(子育て専門女性)

子育てが一段落したときの働き方として、魅力的だと思う(子育て専門女性)

2. 企業からみた需要の検討

自社従業員のために企業内保育や一時的な保育サービスを実施、または関連性のある企業 5 社を対象としたヒアリングを実施した。

これらの結果から、以下の示唆を得た。

(1) 正社員対象の社内保育(通常保育)に一時的保育を導入する余地はない(通常保育優先)

- ・ ダイバーシティの観点から、社員の福利厚生のための保育施設を本社(汐留)内に設置・運営している企業の同施設長によると、全日制の通常保育は社員ニーズに対応して実施しているが、「一時的保育」のニーズはないとのことである。
- ・ 正社員は基本的に全日制の通常保育を求めており、仮に緊急的に一時的保育の要望があったとしても当該施設では対応していない。
- ・ また、本社におけるパートタイム雇用が少ないことから、一時的保育ニーズが生じる余地はほとんどないため対応を予定してはいない。

(2) パートタイムスタッフの雇用継続、新規採用に効果が期待できる

- ・ 自治体の「公の施設」である会館や児童館の指定管理業務をしている企業の指定管理事業部によると、業務の特性から女性従業員の割合が6割を占めるものの、保育事情が支障となって未就学児をもつ女性従業員を雇用することが難しいとのことである。
- ・ こうした背景から、指定管理している施設に自治体が一時的保育を導入するということになれば、当該施設の管理運営にあたっているパートタイムスタッフに子どもができて継続して雇用することが期待できるとしている。また、パートタイムスタッフを新たに募集する際にも有効に作用するであろうとしている。

(3) 顧客サービスとして実施している一時的保育を従業員が利用することもある

- ・ 遊戯業(パチンコ)を営む企業の経営企画部によると、同社が提供している一時的保育は基本的に来店顧客に対する無料(店舗により一部有料)サービスであるが、正社員やパートタイムの子どもを預かるケースが1店舗(施設)につき1~2名程度はあるとのことである。
- ・ 同社が提供している一時的保育は、1店舗(施設)は直営であるが、他の65店舗(施設)は保育事業者に委託して運営している。受託者である保育事業者の保育スタッフの子どもを預かっている施設も一部あるとのことである。

(4) 自社店舗等の近隣に提携できる保育園があれば、顧客サービスとして自店に一時的保育を導入できる

- ・ シネマコンプレックスの運営会社の支配人によると、現在の担当ではない他の店舗で過去に3年間ほど顧客サービスの一環として一時預かりを実施したことがある。また、7年ほど前、20～30歳代女性向け作品の上映時間に合わせて一時預かりを実施したこともある。現在は一切実施していない。
- ・ 過去3年間実施した一時預かりサービスを止めたのは、当時提携していた保育事業者(認可保育園)が通常保育の待機時解消のウェイトを高めたため提携を解消せざるを得なくなったことが主たる要因である。当該保育事業者はこの店舗と同じ商店街内に存していたからこそ提携ができていたという事情があったため、提携解消と同時に一時預かりサービスも止めざるを得なかったとのことである。

(5) 自店と同じ商店街や商業施設内に、複数事業者が共同利用する一時的保育施設であれば開設可能

- ・ なお、自社(自店舗)従業員にはパートタイムの女性が多い。しかし、自社内で一時預かりを行うコストを単独で負担することは難しい。店舗が存する商店街又は商業施設内に、企業が共同で利用できる保育施設を開設するということになれば、開設主体に参画する可能性はあるとしている。

(6) その他

- ・ 保育施設の開設場所として期待される住宅街の駅前ビル等を運営管理する企業の一つとして、談三セクターのビル管理会社に対しヒアリングを実施した。同社は、立地特性を活かして保育施設(通常保育でも一時的保育でも)の入居には期待しているが、現在まで入居実績はないとのことである。また、同社の従業員に対する保育サービスも実施していない。

3. 行政からみた需要の検討

(1) 保育所以外(NPO や企業等による施設)の一時的保育(「一時預かり事業」)が公的に認知された制度改正

- 行政サービスとして提供されている一時的保育事業には、パートタイム就労等を支援する「特定保育事業」と、母親等のリフレッシュや疾病等の臨時的な私的理由に対応する「一時預かり事業」とがある。
- 私的理由に対応する一時預かりは、平成 20 年度までは保育所における「一時保育事業」しかなかったが、平成 21 年度からは保育所以外の施設(NPO や企業が開設・運営する施設)におけるサービス(地域密着型、地域密着型 型)も含めて「一時預かり事業」として再編された。
- このことは、厳密な意味における「保育」(児童福祉法上の「保育」)にはあたらない(準じる)保育サービスを公的に認知したことにほかならない。
- ただし、依然として保育士の配置を法定要件としている。

(2) 一時的保育へのニーズ、利用者は年々増加しており、政策的にもその対応が急がれている

- 以下の事項については、ヒアリングした 5 自治体すべての共通見解である。
 - 一時預かりニーズは年々高まっている。
 - 一時預かり事業の利用者数も年々増加している。
 - ◇ 定員を上回る利用申込があり、受け入れを断らざるを得ないこともある(横浜市、さいたま市、千葉市)。

図表 - 2 一時預かり事業の利用人数、目的別割合、施設数

	品川区	横浜市	川崎市	さいたま市	千葉市
利用人数			・50,816 人	・公立:9,751 人 ・私立 30,865 人	・9,734 人 ・34,717 人
目的別利用割合		・非定型:72% ・緊急型:8% ・リフレッシュ型:19%		公立 ・非定型:81.2% ・緊急型:12.2% ・リフレッシュ型:6.5% 私立 ・非定型:72.8% ・緊急型:9.7% ・リフレッシュ型:15.9%	
施設数	・認可園:48 園	・認可施設:229 ・認可外 NPO 法人: 4 施設	・認可園 141 園中 31 園で実施。	・公立 62 園中 9 園、 私立は 58 園中 35 園 で実施。	・公立 60 園中 4 園、 私立は 39 園中 15 園 で実施。

- 次世代育成計画に基づいて、一時預かり事業を実施する保育園を増やしていく予定であるというのがヒアリングした5自治体すべての共通見解である。なお、このことは、厚労省の平成22年度予算をみても客観的に裏付けられる。

図表 - 3 厚生労働省 保育対策関係予算概要

	平成 21 年度	平成 22 年度
一時預かり等予算	3,036 百万円	4,280 百万円
一時預かり事業 (保育所型)	7,610 か所	9,258 か所
一時預かり事業 地域密着型	126 か所	258 か所
特定保育事業	1,890 か所	1,890 か所

- ・ 今後新たに一時預かり事業を始める保育園においては、通常保育と一時的保育の混合保育は認めず、専用スペースを設ける方針であることが、さいたま市、千葉市のヒアリングにより明らかとなった。

(3) 日額では2,000円～2,400円、時間額では500円が「一時預かり事業」の相場

- ・ 各自治体とも、公立保育園または認可保育園の場合には、利用料金を日額制としており、その額は、2,000円/日～2,400円/日となっている(就労支援の特定保育においては月額制をとっている千葉市の例もある)。
- ・ 品川区のように区立保育園では日額制を、認可保育園、認可外保育園、NPO施設(横浜市の場合)では500円/時間という時間制をとっている自治体もある。

図表 - 4 利用料金

	品川区	横浜市	川崎市	さいたま市	千葉市
利用料金	一時保育 ・日額 2,000円 オアシスルーム ・1時間 500円 ・食事代 300円 ・おやつ代 100円 ・ミルク代 100円	認可保育園 ・3歳未満 日額 2,400円 ・3歳以上 日額 1,300円 NPOの認可外 ・1時間 500円	断続的利用 ・3歳未満 日額 2,300円 ・3歳以上 日額 1,200円 一時的利用 ・全児童 日額 2,300円	・3歳未満 日額 2,000円 ・3歳以上 日額 1,900円	・3歳未満 日額 2,200円 ・3歳以上 日額 1,200円

(4) 保育基準の準用について、緩和措置をとる自治体が出てきている

- ・ いずれの自治体も、当然のことながら保育基準に準拠することとしている。
- ・ しかし、日本保育協会によると、制度が求める諸条件(評議会の設置や保育所本体との別経理の義務付け等)に負担を感じる保育園が多いとのことである。保育士の通常保育と一時的保育の兼務を制限することにつながっており、経営的に困難になったとする保育園も少なくないとのことである。
- ・ 横浜市においては、一時預かりを実施している NPO 等に対して、保育基準の三分の一を満たすことを条件に市単独の補助金を交付している。
- ・ このことから、行政が関与する一時的保育であっても、必ずしも保育基準に準拠することが必須条件であると考えするには及ばないということが言えよう。

(5) 現場に精通する担当職員は、一時的保育スキルの特殊性を認識している

- ・ 行政において主に実施されている一時的保育は、厚労省所管事業としての「一時預かり事業」であるため、通常保育も一時的保育も従事するのはあくまでも国家資格保有者である保育士が中心でなければならない。したがって、通常保育と一時的保育にスキルの違いがあるということを明示的には認めにくいという事情がある。
- ・ ただし、厚労省による「一時預かり事業」の目的のひとつが、子育てをしている母親自身に対するケアであることを踏まえ、保護者(母親)とのコミュニケーションが通常保育以上に重要であることを認識している自治体担当者もいた(品川区、さいたま市、千葉市)。
- ・ また、母親の子育てストレスによる悪影響から子どもを守る方法を知っておくべきであるとの指摘(品川区)をみると、保育現場に精通している担当者には、通常保育と一時的保育のスキルの違い(一時的保育であればこそ備わっていることが望ましいスキル)に対する認識はあると見ることができよう。
- ・ なお、厚労省としては「チャイルド ケアテーカー事業(一時的保育事業)」に対して「保育」の用語使用を避けるよう求めている(厚労省ヒアリング)。これは、「一時預かり事業」を児童福祉法における「保育」に準じる事業として位置づけており、最も「保育」から遠いとみられる「地域密着型 型」でさえ、最低1名の保育士の配置を義務づけていることからもうかがえる。このため、「保育士」の配置を前提としない「チャイルド ケアテーカー事業(一時的保育事業)」が「保育」を称することを認めることができないのであろう。

(6) 保育基準が緩和されれば、一時的保育の担当職員としてチャイルド ケアテーカーを採用する可能性はある

- ・ 保育園における「一時預かり事業」における保育基準が、「地域密着型 型程度」、つまり最低1名の保育士配置をすれば、他の担当者(保育スタッフ)の資格要件を求めないというものに緩和されれば、チャイルド ケアテーカーを採用する可能性はあるというのが、ヒアリングした 5 自治体すべての共通見解である。

- ・ なお、品川区ヒアリングでは、チャイルド ケアテーカー資格の内容がよいものであれば、保育基準の緩和を待たずに先進的に採用する可能性についても言及された。

4. 保育事業者からみた供給の検討

企業内に保育施設を設置・運営している企業、一時的な保育サービスを実施している事業者など10社(団体)を対象としたヒアリングを実施し、そのサービス供給状況を分析した。

(1) 一時的な保育サービス事業者のタイプ別存在状況

これらの結果を、下記の項目により分類した結果、表に示すとおり大きく4つのタイプに分類できた(3社は、現在一時的保育を実施していないので「番外」としてタイプ分類から除外した)。

- 一時的な保育サービスを実施しているか否か
- 一時的保育サービス専門の事業者か否か
- 一時的な保育サービス事業に参入する可能性があるか否か
- 厚生労働省による「一時預かり事業」の補助対象であるか否か
- 組織人格
- 運営方式(直営・委託)
- 一時的な保育サービス専任の保育士を配置しているか否か

図表 - 5 保育事業者別の性格と特徴

類型	事業者名	一時的保育の実施有無	参入可能性の有無	厚労省補助事業との関係	法人格	運営方式	一時専門	保育士配置
	あいあい		-	独立	NPO	直営		×
	JBS		-	独立	株式	直営		×
	アイカタ		-	独立	株式	直営	×	
	ベネッセスタイルケア		-	独立*	株式	直営	×	
	小田急 LA		-	補助	株式	直営	×	
	サンフラワー・A		-	補助	株式	直営	×	
	マルハン		-	独立	株式	直営・委託		
番外	資生堂	×	×	-	-	-	-	-
	アクティオ	×		-	-	-	-	-
	角川シネマ	×		-	-	-	-	-

*:ベネッセスタイルケアは、厚労省補助事業の適用を受ける施設も設置・運営している。

タイプ : 一時的保育専門で保育士を配置していない(厚労省補助の適用がされていない)独自事業者

タイプ : 通常保育の傍ら、厚労省補助の適用がされていない一時的保育を実施している事業者

タイプ : 通常保育の傍ら、厚労省補助の適用(保育所型)がされた一時的保育を実施している事業者

タイプ : 顧客サービスの一環として、保育事業者に委託して独自に一時的保育を実施している事業者

番外: 現在一時的保育を実施していない事業者

これらのヒアリング結果から、NPO 法人や株式会社による一時的保育事業がすでに一定量で存在しているということがうかがえる(タイプ ~)。

また、厚労省補助の適用がされていない一時的保育の独自事業(タイプ 及びタイプ)も一定量で存在しているであろうことがうかがえる。保育士の配置を前提としていないタイプ では、チャイルド ケアテーカー資格者を採用する可能性が期待される。

なお、厚労省によれば、「一時預かり事業」は平成 20 年度補助金の交付決定ベースで、保育所型(タイプ に相当)が 7,202 箇所、平成 21 年度には保育所型が 7,610 箇所、地域密着型が 126 箇所となっている。平成 22 年度予算案ベースでみると、これら保育所型を 9,258 箇所(1,648 箇所増 / 約 22%増)に、地域密着型を 258 箇所(132 箇所増 / 約 105%増)にするとしている。なお、パートタイマー等の就労支援を目的とする特定保育事業については、平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度ともに 1,890 箇所と変化していない(なお、「保育所型」、「地域密着型」については資料編 P.135 を参照のこと)。

こうしたことから、厚労省が最も注力しているのが、「一時預かり事業」における地域密着型であるということがわかる。地域密着型、特に地域密着型 型では、保育士の配置を最低1名とし、その他の保育担当者の資格要件を設けておらず、チャイルド ケアテーカー資格者がその担当者として採用される可能性は高いものと考えられる。

(2) タイプ別にみた保育体制の状況

ヒアリングから得た保育実施の状況を一覧にした。

- 運営施設数
- 一時的保育の定員
- 保育者1名に対する子どもの数
- 一時的保育専任保育者の有無

図表 - 6 保育事業者別の施設数・定員・保育者数

類型	事業者名	施設数	定員 * 1	保育者1名:子ども数	保育者 専・兼
	あいあい	1	15	1:3	専任
	JBS	1	6	0歳 = 1:1 1~2歳 = 1:2 3歳以上 = 1:3	専任
	アイカタ	1	14 (* 2)	0歳 = 1:3 1~2歳 = 1:6 3歳 = 1:20 4歳以上 = 1:30 (保育基準)	兼務
	ベネッセスタイルケア	6	15	(保育基準)	不明
	小田急 LA	7	10	補助	専任
	サンフラワー・A	1	* 3	(保育基準)	兼務
	マルハン	66	35	(保育基準)	専任

* 1:一時的保育の定員

* 2:通常保育と混合の定員

* 3:通常保育の余力に応じる

これらのヒアリング結果から、以下のことが言えよう。

厚労省補助の適用がされていない独自事業であるタイプ 及びタイプ と、保育所型として適用されているタイプ を比較しても、定員規模に違いはない。

保育基準を準用又は遵守しているタイプ 及びタイプ と比較して、タイプ の方が保育者の配置体制は手厚い。「JBS」と保育基準で比較すれば、0歳児、1~2歳児では3倍、3歳児では約7倍、4歳児以上では約10倍の手厚さである。しかも、一時的な保育専任の体制である。これは、国家資格者の保育士を配置しないことによって人件費を抑制することができることの証左であると考えてよいであろう。

(3) タイプ別にみた保育料の設定状況

ヒアリングから得た保育料の設定状況を一覧にした。なお、タイプ の「マルハン」は来店顧客サービスのため原則として無料設定のため分析対象から割愛した。

- 登録料(入会料)
- 時間単価

図表 - 7 保育事業者別の利用料金

類型	事業者名	登録料	時間単価
	あいあい	2,000円	500円/時 (概ね3~5時間の利用が多い)
	JBS	入会料10,500円 年会費12,600円	3,570円/2時間 4,410円/3時間
	アイカタ	10,000円	【8:00~18:00】 (平日)1,500円/時間 (休日)2,000円/時間 【18:00~20:00】 (平日)2,000円/時間 (休日)2,500円/時間
	ベネッセスタイルケア	入会料10,500円 年会費5,250円	【30分制】 3歳未満=787円/30分 3歳以上=630円/30分 【一日制】 3歳未満=10,500円/日 3歳以上=8,925円/日
	小田急 LA	-	【2時間まで】1,250円 【4時間まで】2,500円 【4時間超1時間につき】800円
	サンフラワー・A	準備金3,150円 年会費5,250円	0歳児=945円/時間 1~2歳児=892円/時間 3歳以上児=840円/時間

これらのヒアリング結果から、以下のことが言えよう。

登録料等の一時金は概ね 10,000 円前後である。

厚労省補助の適用がされているタイプ と適用がないタイプ 及びタイプ を比較すると、タイプ の方が利用料金は安い。これは補助金の効果であろう。

NPO 法人である「あいあい」(タイプ)は収益事業ではないことから、きわめて低廉な料金で事業を営むことができている。

タイプ 及びタイプ は概ね1時間あたり1,500円という価格帯である。本コンソーシアムでは1,000円/時をひとつの基準と想定してアンケートを実施しているが、それよりも高いプライスゾーンで実際に営業されているということがわかった。特に、保育士を配置せず、厚労省による補助も受けていないタイプ でも、保育士を配置しているタイプ と同じ1,500円/時というプライスゾーンで事業経営できているという点は注目される。

「JBS」が3時間制をとっていることを根拠として、3時間預かりがひとつのパターンであると想定することができる。なお、この場合、「JBS」が4,410円、「アイカタ」が4,500円(平日の日中)、「ベネッセスタイルケア」が4,722円(3歳未満)となる。このことから、先に推計した市場規模の算出において、1回あたりの支出額を4,800円としたことには一定の妥当性があることが確認された。

(4) 一時的保育事業者の供給からみた市場の状況

ここまでの検討結果を、市場の状況という観点からまとめると下記のようなになる。

ヒアリングで得た実態からも、厚労省政策(予算案)からも、今後の一時的保育サービス事業は拡大の一途にあることがうかがえる。特に、地域密着型 型として位置づけられる施設の増加が見込まれるが、これに類似し、かつ厚労省の補助対象とはならない事業者も同時に増加するものと推察される。

また、これら増加傾向にある施設においては、チャイルド ケアテーカー資格者が採用される可能性が高いものと考えられる。

厚労省の適用を受けず、保育士の配置をしていない事業者の方が、子どもの保育体制が充実しているという傾向があり、その充実度合いは3~7倍に及ぶ。

登録料等の一時金はいずれのタイプでも10,000円前後、保育料の時間単価は厚労省の補助を受けていない事業者で1,500円/時程度であるという共通性がある。換言すれば、このプライスゾーンで事業が成立しているということでもある。なお合わせて、市場規模推計にあたって根拠とした時間単価設定及び平均的支出料金の設定の妥当性が確認された。

5. 参入が想定される業界動向からみた供給の検討

業態または顧客層からみて、一時的な保育サービスへの参入が想定される業種として、ホテル業と学習塾を対象に、ヒアリング及びインターネットによる情報検索を実施した。

託児サービスに注力しているハイクラスのホテルは存在するが、強いトレンドになっているとはいえない

株式会社リクルート旅行カンパニーのじゃらんリサーチセンターによると、宿泊施設における託児サービスのニーズは高いが、責任問題が伴うことからサービスの提供に躊躇するホテル等宿泊施設が多く、宿泊施設における託児サービスがサービスの主流であるとはいえない。

学習塾の多くが幼児教育に注力しており、事実上の託児機能を担っている

幼児教育には多くの学習塾が参入している。託児を標榜するものではないが、実質的な一時的保育の役割を担っているものと言えよう。注目すべきは、「英語による学童保育」である。これは学童を対象とするものではあるが、英語のネイティブスピーカーや保育士を配置してサービスを提供している。保育所ではないため、保育士の配置は必須ではなく、今後チャイルド ケアテーカーが参入する余地はありとみられる。

6. 「一時的な保育サービス」市場の成立可能性に関する調査のまとめ

上記「1」～「4」の調査結果等から、「一時的な保育サービス」市場の成立可能性について次のことが言えよう。

(1) 需要側からみた市場成立可能性

一時的保育を利用したいとする保護者(母親)は首都圏5大都市に限っても68万世帯存在し、その潜在的市場規模(金額ベース)は650～1,160億円に及ぶ。

リミックや英語教育などの幼児教育的要素を盛り込んだ「一時的保育」とすること、が、母親の心理的障壁を解消することにつながり、潜在的市場を顕在化することにつながりうる。

「生後半年未満の乳児も預けることができる」ことや、「保育園・幼稚園・小学校など子どもがいるところまで迎えにきてくれる」といった付加的サービスが、保護者の費用負担可能額を高める効果をもつ。

夫婦での外出時や仕事の残業や夜間シフトなど夜間での利用意向は強いが、現状ではそれほど利用にはつながっていない。

子育て家庭では、授乳室や子ども用のトイレなど子ども向け設備が整備されている商業施設を選んで、消費行動をしている傾向があり、一時的な保育サービスの潜在的需要は高い。

顕在化しているニーズに対しては、サービスの供給不足が生じつつあるほどである。

(2) 供給側からみた市場成立可能性

厚生労働省政策の動向をみると、1施設に最低1名の保育士配置という条件を満たせば、NPOや企業が公的な一時的保育の担い手として市場参入することができる。「一時預かり事業」の地域密着型 型と呼ばれるこの事業については、厚労省平成22年度予算案によると、平成21年度に比較して約105%増加が目標とされるほどの増加基調にある。

NPO法人や株式会社で一時的保育を専門に実施している事業所が一定規模で存在し、保育所経営の傍ら一時的保育も実施している事業者に対して、遜色ない規模、利用料金により事業を成立させている。

厚労省による国庫補助の適用を受けずに一時的保育を実施している事業所は、国庫補助を受ける事業所よりも利用料金が高いが、概ね 1,500 円 / 円程度で利用者確保している。

厚労省による国庫補助の適用を受けずに一時的保育を実施している事業所の方が、保育体制が3～7倍充実している。

厚労省による国庫補助とは別に、市単独で一時的保育事業者を支援する自治体の動きがある。

顧客サービスとして一時的保育を提供したいという企業ニーズは少なくない。これらニーズを顕在化させる条件は、企業の事業所近隣に提携可能な一時的保育事業者が存在していることである。

パートタイム就労者を雇用する複数の企業が共同で利用できる一時的保育施設を開設する取り組みを誘発することにより、企業の福利厚生としての一時的保育市場も顕在化することが可能である。

ハイクラスのホテルや幼児教育の現場では託児サービスを提供しており、その担い手となる人材ニーズはあるものと考えられる。また、託児に伴う責任問題が意識されていることから、専門スキルをもつ人材に対する潜在的な期待感は少なからずあるのではないかと考えられる。

(3) 需要・供給両面からみた市場成立可能性

上記(1)、(2)から、「一時的な保育サービス」市場の需要は確かに存在すること、自治体と企業・保育事業者が協働することにより供給をより円滑に拡大していくうえで必要な環境を整える可能性は高いことから、「一時的な保育サービス」市場は今後さらに顕在化していくものと見通すことができる。

チャイルド ケアテーカー資格検定事業の活用可能性に関する調査

1. 関連業界からみた必要度認識把握

関連業界として、一時的な保育サービスを実施している企業、NPO、ベビーシッター会社等を対象とする訪問ヒアリングを実施した。

その結果に基づき、以下の通り、一時的な保育サービスに関する業界標準の必要性に対する認識、現在雇用している保育士に対して、一時的な保育サービスに特に必要とされるスキルを学ぶ研修を受講させる可能性、チャイルド ケアテーカー資格者を採用する可能性の3点を整理した。

なお、ここでは本報告書第 Ⅲ 章(「 「一時的な保育サービス」市場の成立可能性に関する調査」)において分類化した Ⅰ ～ Ⅲ のタイプ分類を適宜活用した。

(1) 一時的保育のスキルに関する業界標準の必要性に対する認識

一時的保育に特有のスキルとして、下記の事項が指摘されている。保育士を配置していないタイプ Ⅰ の事業所からは、保育士のスキルとの違いが言及されることはなかったが、タイプ Ⅱ ～ Ⅲ からは、保育士には備わっていないスキルがあるという指摘を得ることができた。

業界標準が必要であるという明確な指摘はなかったが、保育士にはないスキルを認識していることは、「一時的な保育サービス」に共通するスキル標準の必要性が認識されているものと受け止めてよいであろう。

各社から得られた主な指摘事項は下記の通りである。

一時的保育を実施している保育所は少ないので情報が不足している。

一時保育や一時預かりに関する情報が欲しい。

➤ 業界が組成されていないことによる情報不足であると考えられる。

それほどの違いは感じないが、重点ポイントは確かに違う。一時的保育は保護者(母親)に対するケア、支援の側面が強いので、保護者(母親)とのコミュニケーション能力が重要である。

送り迎えの時に母親とのコミュニケーションが多い。ストレスを抱えている母親が多いので、無条件で話を聞いてくれる人を必要としている。公園や子育てサロンでは受け入れられない場合がある。

- 保護者(母親)とのコミュニケーション能力は一時的な保育に特有のスキルであると考えられる。

突発的なことが多いので、判断力と柔軟性が重要。

- 日常的・継続的な関係がないために生じる特有の現象として対応能力を備える必要がある。

通常保育を前提にすると間違ふことが多い。例えば異年齢時保育が前提であり、通常保育の集団保育はなじまない。その他、危険に関することや安全面などでも違いがある。

- 異年齢時の混合保育への対応は一時的な保育に特有のスキルであると考えられる。

- 異年齢時の混合、預けられることに慣れていない子どもであればこそ生じる危険への対応能力は一時的な保育に特有のスキルであると考えられる。

チームとして働くことの重要性を理解しなければならない。

- 同じ子どもを担当して継続的にケアする通常保育とは異なるため、複数の保育者が連携して一人の子どもに対応する体制をとることは、一時的な保育に特有のスキルであると考えられる。

通常保育ではカリキュラムに沿って発達への配慮などが中心になっているかと思うが、一時保育では親と一緒にいる時間が多いが多い子どもが親と離れることになるので、心の安定が第一。次に安全面が大切。

- 預けられることに慣れていない子どもの心のケアは一時的な保育に特有のスキルであると考えられる。

(子どもを預けた経験がない、又は少ないため)親も心配しているので、親への配慮が重要。

- 預けることに慣れていない保護者(母親)の心のケアは一時的な保育に特有のスキルであると考えられる。

(2) 保育スタッフに、一時的保育に特に必要とされるスキルを学ぶ研修を受講させる可能性

一時的保育に特有のスキルを保育スタッフに学ばせる可能性については見解が分かれた。このことには、一時的保育専任の保育者を配置しているか否かということと関連があるものと見られる。専任させる以上は、専門的スキルを学ばせたいという育成ニーズであると考えられる。

図表 - 1 一時預かり事業者別のチャイルド ケアテーカー資格検定受講意向

類型	事業者名	受講させる可能性	保育者 専・兼
	あいあい	あり	専任
	JBS	あり	専任
	アイカタ	あり	兼務
	ベネッセスタイルケア	わからない	不明
	小田急 LA	あり	専任
	サンフラワー・A	なし*1	兼務
	マルハン	なし*2	専任

*1: スタッフが認定ベビーシッターであるため

*2: 保育事業者に委託しているため

(3) 保育スタッフとしてチャイルド ケアテーカーを採用する可能性

保育スタッフとしてチャイルド ケアテーカーを採用する可能性については見解が分かれた。このことには、現在、一時的な保育を専門としている事業者であるか否かに関係している。一時的保育専門のタイプ には、保育士を配置していないという共通性もある。保育士ではない無資格者に専門資格を取得させる意義があると判断しているものであろう。

現在、通常保育を合わせて実施している事業者は、「保育基準緩和が条件」とであるという見解で共通している。これは、通常保育の方で配置している保育士が公的補助対象となっているため、これに代えて公的補助対象とならない資格者を採用することのメリットがないと判断しているものであろう。

図表 - 2 一時預かり事業者別のチャイルド ケアテーカー採用の可能性

類型	事業者名	チャイルド ケアテーカー 採用の可能性	一時 専門	保育士 配置
	あいあい	大いにあり得る		×
	JBS	可能性はある		×
	アイカタ	保育基準緩和が条件	×	
	ベネッセスタイルケア	保育基準緩和が条件	×	
	小田急 LA	保育基準緩和が条件	×	
	サンフラワー・A	保育基準緩和が条件	×	
	マルハン	なし		

(4) 関連業界からみたチャイルド ケアテーカーの活用可能性

これまでみた通り、現在一時的な保育専任の保育スタッフを配置している保育所や、一時的な保育専門の事業者には、チャイルド ケアテーカーのスキルを学ぶ研修あるいは資格取得に強い関心を持っていることがわかった。

NPO 法人の「あいあい」によると、チャイルド ケアテーカー資格は「現場にいる最低1人は持っておきたい資格だ」と思う。ローテーションを考えると1施設2人は受験すると思う」との見解が示されている。同時に、「地域5幼稚園に1託児所くらいの割合であれば成立すると思う」との見解が示されている。この見解に基づき下記の通り試算したところ、タイプ に対応するチャイルド ケアテーカー活用人数(雇用人数)の見通しは 458 人となった。

「首都圏における幼稚園数

図表 - 3 首都圏の幼稚園数

都市名	幼稚園数
東京都	857 園
埼玉県	565 園
千葉県	427 園
神奈川県	684 園
首都圏計	2,533 園

出所) 事業所・企業統計調査(H18年)による

「首都圏5大都市に開設が見込まれる一時的保育専門施設

$$2,533 \div 5 = 506.6 \quad 507 \text{施設}$$

「507施設で雇用されるチャイルドケアテーカー数(1施設あたり2名)

$$507 \times 2 = 1,014 \text{人}$$

以上のことから、少なくとも現時点で、首都圏において1,014人分の活用(雇用)機会が存在すると想定することができよう。また、これらチャイルド ケアテーカーがパートタイム就労としてワークシェアリングすることを想定すれば、この2~3倍(2,000~3,000人分)の活用(雇用)機会を期待できる。後述する資格検定試験の受験者数(1,316人)に対する合格率(75.2%)を考慮した資格者数は毎年約990人であるため、2~3年間は資格取得者が資格を活かす場があるという状況を想定することができる。

2. 資格検定制度の利用(受験)意向の把握

(1) 首都圏 5 大都市在住の 20～40 歳代で 6 歳未満の子をもつお母さんの受験意向

本事業で実施したインターネットによる「一時的な保育サービス」のニーズ把握に関する調査の結果によると、チャイルド ケアテーカー資格を取得することに「大いに興味がある」と回答したのは 12.2%であった。

首都圏 5 大都市には、6 歳未満の子がいる世帯は約 58 万世帯である。これを母数として、上記比率(12.2%)を乗じると、70,650 人となる。これが実現性の高い数値であるとみることができる。

図表 - 4 「就業構造基本調査」による首都圏 5 大都市に居住する 6 歳未満の子をもつ世帯数

都市名	世帯数
東京 23 区	286,000
さいたま市	36,100
千葉市	51,300
横浜市	153,700
川崎市	52,000
首都圏 5 大都市	579,100

(2) 保育士養成課程の履修者に対するアンケートからみた受験意向

本事業で実施した目白大学「在宅保育論」受講生を対象としたアンケートの結果によると、チャイルド ケアテーカーの資格を認定する検定試験の受験意向は 112 人中 64 人(57.1%)に及んだ。一方、通常保育と一時的な保育にスキルの大きな違いがあることを認識している学生は 37 人(33.0%)であった。これら 2 つの設問のクロス集計をしたところ、受験意向をもち、かつスキルの大きな違いを認識している学生は 20 人(17.9%)であった。スキルの違いを認識したうえで、資格検定を受験したいと回答したものには現実性が高いものと判断し、この 17.9%の数値をもって、保育士養成課程の履修者から生じる受験者数の推計を行うこととした。

保育士養成課程の修了者(2 年制、4 年制)は全国で 41,613 人(平成 20 年度:出所厚労省ヒアリング)いる。これらの都市別分布は不明のため、便宜上、人口比(平成 17 年国勢調査による)を用いて首都圏 5 大都市における保育課程修了者を推計したところ、下記の通りとなった。

$$41,613 \times 17.9\% \times \text{首都圏 5 大都市の対全国人口比率}(12.13\%) = 903$$

これにより、首都圏 5 大都市における保育課程修了者のチャイルド ケアテーカー資格検定受験者数を毎年 903 名と試算した。

(3) 非現役の保育士に対するアンケートからみた受験意向

本事業で実施したインターネットによる「「一時的な保育サービス」のニーズ把握に関する調査」の結果によると、非現役保育士のチャイルド ケアテーカー資格検定をとることへの関心度は「大いに関心がある」で 33.3% (24 人中 8 人)であった。

厚労省ヒアリングによると、昭和 24 年以降現時点まで 60 年間の保育士資格の付与累計数は 1,720,000 人 (厚労省ヒアリング)である。統計の詳細が不明なため、下記の通りいくつかの仮定をおいて推計を行った。

取得時年齢が 20 歳であったと仮定すれば、過去 40 年間に取得した人は 60 歳未満である。

シニアもチャイルド ケアテーカーとして十分人材候補層である(後述)ことから、60 歳未満の保育士資格者数を受験者を生み出す基礎数とする。

毎年同数の資格者が誕生していると仮定すると、昭和 44 年以降 40 年間の保育士資格者数は 1,146,000 人となる ($1,720,000 \div 60 \times 40 = 1,146,000$ 人)。

次に、現在現役の資格者数を推計し、1,146,000 人から差し引くことにより非現役保育士数を推計する。

平成 20 年時点で、認可保育所で働いている保育士数は 329,101 人、認可外保育所・託児所等では 26,077 人、保育所以外の公的な施設では 16,326 人の計 371,504 人である(資料編 P.134 参照)。

60 歳未満の有資格者数推計値 1,146,000 人から現役(60 歳未満と認識する)保育士数を差し引いた 774,496 人が非現役保育士である。

受験意向は全体の 33.3%なので、258,165 人が潜在的受験者層ということになる。

これは全国の値であるから、便宜上、人口比(平成 17 年国勢調査による)を用いて首都圏 5 大都市における潜在的受験者数を推すと、31,315 人となった。

(4) シニア層の受験意向

本事業では、シニア層もチャイルド ケアテーカーとなりうる人材層であるとの仮説に基づき、横浜市を中心に「子守隊」という託児活動を行っているシニア層の男女を対象としたグループインタビューを実施した。以下がその結果のポイントである。

これらのポイントからみると、男性シニアの方が受験意欲は高い可能性がある。女性については、概ね忌避傾向があるものの、「子育て」というよりも「ボランティア」の意識を刺激することにより受験意欲を引き出すことができる可能性がある。

男性にみる結果ポイント

従来、シニア男性のリタイア後の選択肢といえば、掃除か駐車場の管理などの仕事。子育て支援の分野でいえば、「昔遊びの伝承」や「おもちゃドクター」といった活躍の場がお決まりだ。保育はあくまで女性の仕事

という固定概念があるが、大きくこれを覆すことで、無限大のマーケットが広がるに違いない。シニア男性の「保育」は、新しいジャンルとして絶対に受けるし、ニーズも大きい。

企業戦士として日本経済を支えてきたシニア男性の多くは、子育てを妻任せにし、家庭を顧みずに働いてきた。子どもたちに接し、子育ての素晴らしさを知るにつれ、妻や子どもへの懺悔の気持ち、尊敬の気持ちが出てきて、残されたわずかな時間を、社会の子育てに費やすことはとても意義のあることだと考えるはず。

しかも、子育ての経験がない。イコール、知識も技術もないので、講習や資格取得は当たり前でニーズが発生する。しかもシニア男性は、勤勉で、かつ肩書きや第三者評価に価値を見出す傾向がある。講習や資格も必要不可欠なものである。

女性にみる結果ポイント

「子育て」を長年やってきた。しかも、普通にいけば「孫育て」も。中には「親の介護」まで。そんなシニア女性にしてみれば、「今さら好き好んで、他人様の子ども面倒を見る必要はない」と思いがちなので、目に見える、身近な誰かのためであれば、保育をすることも厭わないけれど、大したお金にもならず、見ず知らずの人、しかもわからんちんのいまだきの母親とつきあうなんて面倒なこと、したくないというのが本音。

女性特有のコミュニケーションの難しさを熟知し、努力しても容易に解決できる問題ではないことも知っている。今さらわざわざうれしい人間関係を持ちたくない。

いまだきのお母さんたちとの世代間ギャップは大きく、共通言語を持たないため、理解しがたい、乗り越えがたい壁がある。

あふれる情報の中で、マニュアルで育ったいまだきのお母さんたちに、昔の常識をぶっても意味がないことを知り、無駄な努力はしないと行ったところ。

ニーズとして考えられるのは、孫育て = 嫁や娘との関係づくりに役立つからというキャッチ。

地域にいる身近なお母さんたちを助けるには、組織づくりまでのサポートが必要。但し、女性の組織(グループ)づくりは容易ではないので、簡単に登録して、やりたいときだけ、生かされるようなシステムを構築するなどしたらいいかもしれない。

「ちょいボラ感覚」で、ちょっといいことしたい女性シニアは多く、うんとハードルを下げ、講習や資格のPRに力を注いでいけば、広げていくこともできるかもしれない。

(5) 類似事例からみた受験意向

認定ベビーシッターを類似事例として、チャイルド ケアテーカー資格検定試験受験者数の推計を行う。

認定ベビーシッターの検定試験受験者数は平成 20 年度で 182 人である。一方、平成 17 年以降、認定ベビーシッターは検定試験だけでなく、指定校における必要課程の修了により資格取得者ができるようになった。この 4 年間の累計は 2,861 人、年平均でみると 715 人である。

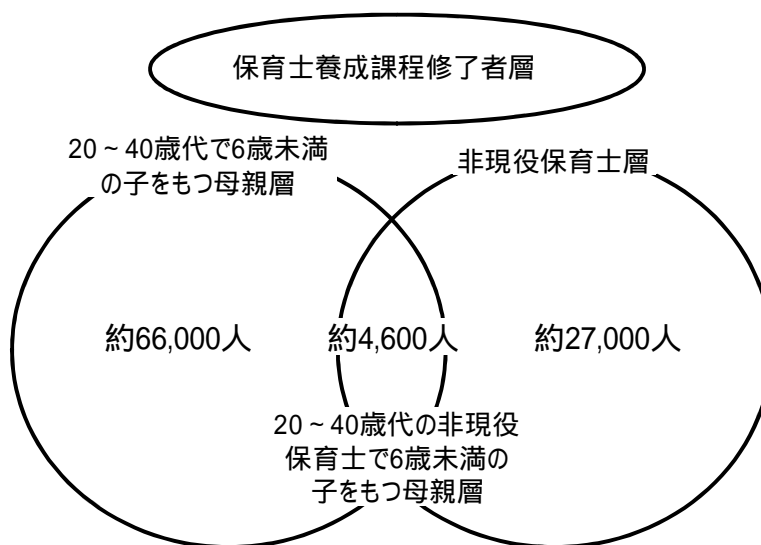
そこで、これら 2 つの合計 897 人(182 人 + 715 人)と同数程度が毎年、チャイルド ケアテーカー資格検定試験を受験するものと仮定する。これは全国の都市部におけるデータであるため、この数値を首都圏 5 大都市に換算(全国政令指定都市人口対比 = 46.0%)すると、413 人となる。

(6) 受験意向からみた潜在的受験者数の推計

潜在的受験者総数の推計

これまでの推計に基づき、首都圏 5 大都市における潜在的受験者数は下記の通り、計 97,600 人 + と推計する。

- ・ 首都圏 5 大都市 20～40 歳代のお母さん 70,650 人 = 約 70,000 人
- ・ 非現役保育士 31,315 人 = 約 31,000 人
- ・ その重なり(20～40 歳代の非現役保育士であるお母さん) 4,633 人 = 約 4,600 人



毎年受験者数の推計

上記の各層が順次受験するものと想定されるが、その毎年数を推計することは困難である。そこで、首都圏 5 大都市における保育課程修了者から生じるものとして推計した 903 名、及び認定ベビーシッターの受験者数と同程度と仮定して推計した 413 人の合計 1,316 人を目安としておきたい。

毎年合格者数の推計

認定ベビーシッター検定試験の合格率 75.2% を準用し、上記の受験者数に乗じて、約 990 人を毎年合格者数と推計する。

表 潜在的受験者数、毎年受験者数及び毎年合格者数の推計結果

推計項目	人数
潜在的受験者数	97,600 人 +
毎年受験者数	1,316 人
毎年合格者数	約 990 人

3. チャイルド ケアテーカー資格検定事業の活用可能性に関する調査のまとめ

上記「1」で関連業界による必要度認識からチャイルド ケアテーカーの活用(雇用)可能性を推計し、一方「2」でチャイルド ケアテーカーの輩出(合格者)数を推計した。その結果、少なくとも今後2~3年間は、資格取得者が資格を活かす場があるという状況を想定することができた。

チャイルド ケアテーカー資格検定の制度設計のための検討

1. 事業主体に関する検討

(1) 他の資格制度事例からみた事業主体の傾向分析

「資格取り方選び方全ガイド2011年版」(高橋書店)に掲載されている477の資格を対象に、資格の認証主体をみると、表に示したとおり、国家資格が242件と最も多く、次いで民間資格の203件となっている。公的資格は32件ときわめて少ない。

厚労省に対するヒアリングによると、保育に関する国家資格の新設は考えていないということが明確であること、公的資格についても認定所管が厚労省となることから、チャイルド ケアテーカー資格を国家資格または公的資格として新設することの実現性は低いものと考えられる。

図表 - 1 認証主体別資格数

認証主体	資格数
国家資格	242
公的資格	32
民間資格	203
合計	477

出所)「資格取り方選び方全ガイド2011年版」より作成

なお、国家資格、公的資格、民間資格のそれぞれの定義及び特徴は表に示した通りである。

図表 - 2 国家資格、公的資格、民間資格のそれぞれの定義及び特徴

	定義	事例	メリット	デメリット
国家資格	国家資格とは、法律に基づいて国や国から委託を受けた機関が実施する資格。有資格者は、知識や技術が一定水準以上に達していることを国によって認定される。資格習得が業務遂行のための必須条件となっている業務独占資格や、有資格者だけが名乗ることを認められている名称独占資格、特定の事業を行う際に法律で義務づけられている設置義務資格などがある。取得は困難だが、国から職業的な地位を保障され、社会的な信用度も高い資格である。	弁護士(業務独占)、中小企業診断士(名称独占)、宅地建物取引主任者(設置義務)、保育士	・業務独占、名称独占、設置義務資格などが多い。 ・資格の信頼性が高い。 ・資格取得者にとって、汎用性が高い。	・合格率が低い資格が多い。 ・専門レベルが高い。学力レベルが高いものが多い。 ・厚生労働省など国の機関の認可が難しい。

図表 - 2 国家資格、公的資格、民間資格のそれぞれの定義及び特徴(続き)

	定義	事例	メリット	デメリット
公的資格	公的資格とは、国家資格と民間資格の中間に位置付けられる資格で、民間団体や公益法人が実施し文部科学省や経済産業省などの官庁や大臣が認定する資格。中には業務独占、名称独占や設置義務資格もあり。民間団体の主催ですが信用度や知名度の高い資格が数多くあり、取得した資格は公的に通用し、国家試験に準ずる資格なので、一定レベルの能力があることを保証できるので就職、転職の際に有利に働く。	簿記検定、販売士、カラーコーディネーター、eco検定、自動車整備士(設置義務)、和裁検定、福祉住環境コーディネーター	・省庁が認定しているの、信頼度は高い。	・保育士資格よりも下という位置づけで見られる。 ・認証団体をどこにするのか議論が必要。 ・認証団体との調整が必要。 ・関係省庁との調整が必要。
民間資格	民間資格とは、民間団体や企業が、独自の審査基準を設けて任意で認定する資格。企業によっては国家資格や公的資格と同様に知識や技能があるものとして広く認知されている資格や、直接職業に結びつく資格もあり、認知されている信用度、価値のレベルが高いほど資格取得が困難になっている。しかしながら民間資格は法律によって制度化されていないので、資格の有効度などの言葉を巧みに利用した商法も数多く存在する。	実用英語技能検定(英検)、ソムリエ、樹木医、MBA、チャイルドマインダー、ベビーシッター協会認定資格	・認可などが不要なためスタートしやすい。	・保育士資格よりも下という位置づけで見られる。 ・今後も保育基準の適用にされない可能性が高い。 ・資格に対する信頼性が低い。 ・他団体との連携をしないと広報手段が限られるため資格の広がりが生まれにくい。

出所)ウェブサイト『資格の王道』、資格取り方選び方全ガイド 2011 年度版、資格図鑑 2010 より作成

民間資格の実施主体(問い合わせ先として表示された団体)の法人格をみると、社団法人及び NPO 法人が全体の約 40%を占めている。次いで財団法人が約 27%となっている。これは、同業の企業・事業者がメンバーシップで組織化した業界団体が実施主体となっているケースが多いことを示している。

図表 - 3 民間取得の実施主体(問い合わせ窓口)

実施主体	件数	構成比
社団法人・NPO 法人	83	40.9%
財団法人	54	26.6%
株式会社・合同会社	16	7.9%
商工会議所	4	2.0%
社会福祉法人	1	0.5%
学校法人	1	0.5%
その他	44	21.7%
計	203	100%

出所)「資格取り方選び方全ガイド 2011 年版」より作成

(2) 関連業界の領域からみた事業主体の分析

未就学児をケアする事業者である保育所、幼稚園、ベビーシッターを、定型的か非定型的か(継続的な関係性を前提とするか否か)、施設型か在宅型か、その目的が私的理由を許容するものか就労目的に限定されるか、という3つの分類軸によってサービス形態を分類すると図のようになった。

この分類は下記のとおり説明できる。

幼稚園は、就労目的に対応するものではない、定型的・施設型のサービスである。

保育のうち、通常保育は就労目的に対応するサービスであり、定型的・施設型である。

保育のうち、就労目的に対応するサービスではあるが、定型的ではない(週に数回、一定の短時間等)ものが「特定保育」である。これは保育所が提供するサービスであり施設型に分類される。

認定ベビーシッターをはじめとするベビーシッターの業務は在宅保育が基本であり、就労目的であるか私的理由であるかは不問である。毎日継続して利用することも可能であり、非定型が基本でありつつも、定型のサービスもありうる。

在宅で定型的なものとしては、住み込みのベビーシッター等の例外があるほかは、家庭内の保育(家庭内領域)が基本であろう。

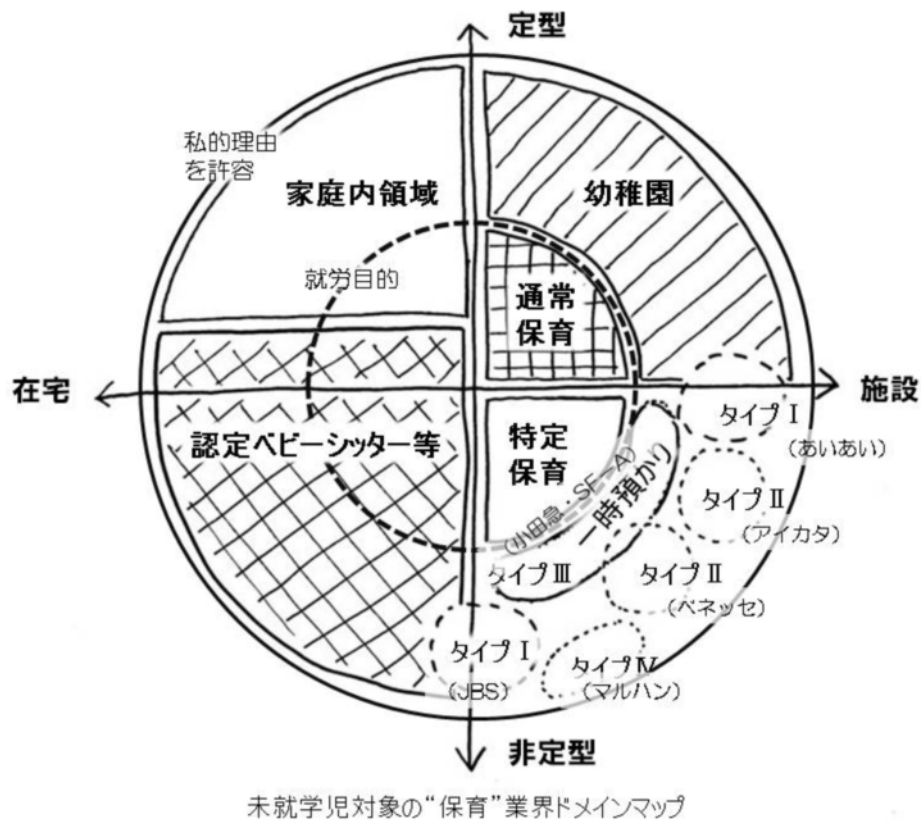
施設型でかつ非定型の保育としては、就労目的に対応するものとして通常保育があるが、ここに新しい領域として「一時預かり事業」が生まれている。これは保護者(母親等)のリフレッシュや緊急時対応といった私的理由に対応するサービスである。特定保育から派生したサービスであると位置づけることができる。本事業においてタイプ に分類した「小田急LA」と「サンフラワー・A」が該当する。

さらに、この領域には厚労省事業としての「特定保育」にも「一時預かり事業」にも該当しないタイプ やタイプ 、タイプ の民間事業が存在する。タイプ には、ベビーシッターの領域から派生した「JBS」と、幼稚園的な利用がなされている「あいあい」とがある。いずれも一時的保育専門の事業である。タイプ には、「一時的預かり事業」と同じく保育士を配置し、通常保育と同時に一時的保育を提供している「アイカタ」と「ベネッセ」がある。これらは何らかの事情又は判断によって「一時預かり事業」とはなっていないが、業態としては類似したものである。タイプ の「マルハン」は、来店顧客に対するサービスとして実施しているものであり、非定型性がきわめて強いものとして分類するのが適当であろう。

このように業界領域を考察すると、施設型かつ非定型の保育領域が、まとまりのないかたちで存在しているということがよくわかる。言うまでもなく、幼稚園はひとつの業界を構成し(全日本私立幼稚園連合会)、ベビーシッターも社団法人全国ベビーシッター協会により業界を構成している。保育所についても、通常保育ベースでは社会福祉法人日本保育協会(発足時は社団法人の業界団体)が存在するものの、一時的な保育サービスに限ってみると、「一時預かり事業」に対応した情報や交流、ネットワークのプラットフォームとなる業界は構成されていない。特に、「一時預かり事業」では地域密着型として NPO 法人や企業等の参入を予定していることから、同種の事業を提供する事業者がまとまりをもつ状況にはないのが実情である。

こうした実情は、一時的な保育サービスの品質向上や経営強化といった共通目的でつながる業界ないし業界団体の組織化の必要性に対する潜在的な要請があるものとみることができよう。

図表 - 4 保育関連業界の領域マップ



(3) チャイルド ケアテーカー資格検定事業の事業主体のあり方

ここまで検討したとおり、資格の認証主体は NPO あるいは社団法人の法人格をもつ業界団体であることが望ましく、業界領域の現状からも、そうした業界団体を組織化することに対する潜在的な要請があるものとみられることから、チャイルド ケアテーカー資格検定事業の事業主体は、「(仮称)一般社団法人チャイルド ケアテーカー協会」を想定しておきたい。

2. 事業スキームに関する検討

チャイルド ケアテーカー資格検定事業の制度設計をするうえで、既存の下記資格を対象として、「公的認証性」、「試験実施団体」、「申込～受験のプロセス」、「受験資格条件」、「有効期間」、「試験内容」、「合格基準」、「試験時期」、「受験費用」、合格までをサポートする「講座費用」を参考とした(資料編参照)。

(1) 等級設定の検討

チャイルド ケアテーカー資格検定事業の制度設計にあたって、当初は図のとおり1級～3級の設定を検討した。チャイルド ケアテーカー資格検定事業コンソーシアム委員会において協議したところ、3級及び2級については、保育現場において保育に従事する担当者のスキルを基礎レベルと上級レベルに分類したものであり、設定に妥当性があるが、1級については必ずしも保育担当者が装備すべきスキルであるとはいえず、むしろ施設経営者ないし事業所そのものが備えるべきノウハウやサービス品質を意味するものであるから、資格検定事業の最上級に設定することには疑問が残るとの議論がなされた。

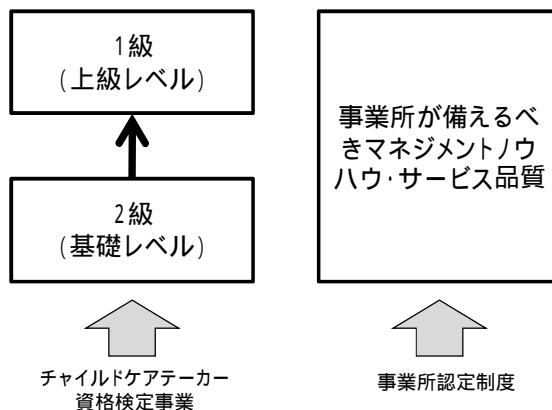
図表 - 5 当初の制度設計案

等級	レベル定義	能力基準	保育士	保健師 看護師	幼稚園 教諭	一般
3級	保育 スタッフ	子育てに関する基礎知識・基礎技能	免除	免除	免除	要取得 (講習コース 修了による 取得)
2級	保育 リーダー	保育現場の管理者に必要な知識・技能	免除	要取得	要取得	要取得
1級	開業 資格	良質な保育ビジネスの マネジメント知識・技能	要取得	要取得	要取得	要取得

このことについてさらに協議を進めたところ、チャイルド ケアターカーの資格基準は、基礎レベルを 2 級、上級レベルを1級とする 2 等級制とし、当初案で1級としていた基準については、一時的な保育サービスの提供事業者が備えるべきノウハウ、サービス品質であると位置づけ、資格検定事業とは別に、認定事業所制度を検討するという事でまとまった。

また、保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師等に対する免除規定についても、受験者層の想定を詳細に吟味したうえで慎重な検討をすべきこととなった。

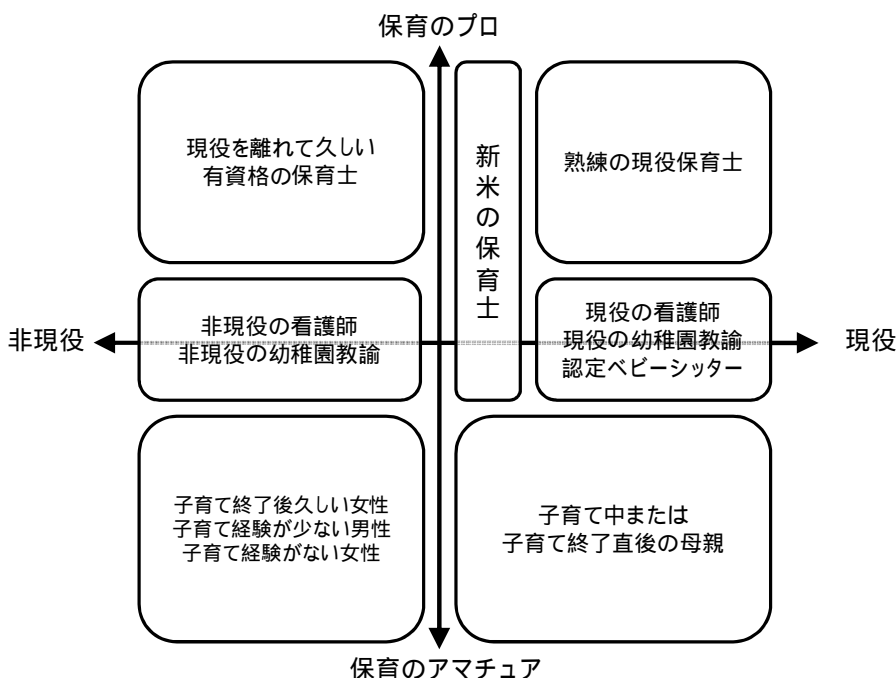
図表 - 6 等級設定等の構造



(2) 受験者層の想定とスキル対応の検討

これまでの調査結果を踏まえると、チャイルド ケアテーカー資格検定の受験者層は、図に示すようなセグメントに分解される。

図表 - 7 チャイルド ケアテーカー資格検定の受験者のセグメント



これらの受験層セグメントと2級レベル(基礎レベル)で必要なスキルとの対応関係を以下のとおり検討した。

通常保育とは異なる一時的な保育サービスのスキルが存在する。特に下記の点が特有または重点を置くべきスキルとなる。これらのスキルについては“保育のプロ”である保育士も含めて習熟することが求められる。但し、認定ベビーシッターは、一時的な保育サービスについて一部その知識・ノウハウを習得している者があるため、免除することが可能とみられる。

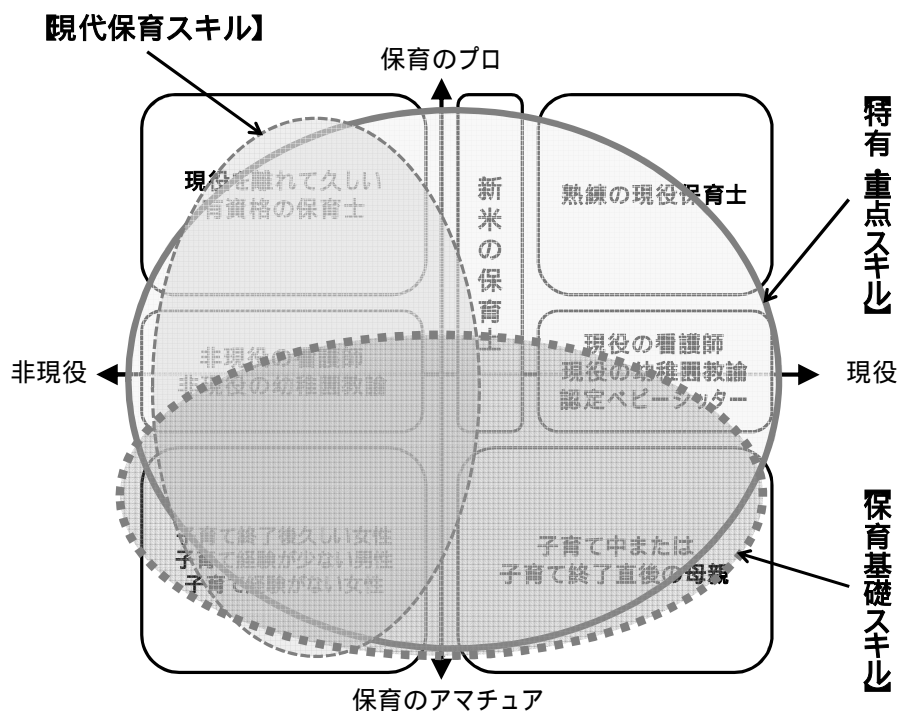
- 保育所集団生活経験のない子どもの特徴、実態を理解すること
- 非継続的否関係性からみた保育の留意点を理解すること
- 異年齢混在の保育環境に特有の留意点を理解すること
- 日常的関係をもたない保護者とのコミュニケーションを理解すること
- (日常的関係をもたない保護者からの)第一印象で信頼を獲得すること

保育士資格を持っていたとしても現役の時期から時間を経ている、子育て経験があってもそれから長い時間が経過していれば、保育スキルは“古びた”ものとなっている可能性が高い。一定の保育、育児の経験があることが望ましいとはいえ、“古びた”スキルでは現代の保育には対応できないことが多い。そこで、いわば「現代保育のスキル」とでも言うべきスキルを再教育する必要がある。但し、これらスキルの一部は保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、認定ベビーシッター等に対し、免除することが可能であるとみられる。

- おもちゃ、保育備品の使い方
- アレルギーなど現代的疾病に関する対応
- 発達、家庭環境、問題行動など様々な問題を抱えた子ども、あるいは保護者への対応
- 個人情報、IT など情報に関する知識・ノウハウ

チャイルド ケアテーカーの候補人材には、保育経験も子育て経験もない、あるいは少ない(浅い)者が想定される。このため、保育の最も基礎的な知識・ノウハウを備える必要がある。但し、これらスキルの一部は保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、認定ベビーシッター等に対し、免除することが可能であるとみられる。

図表 - 7 チャイルド ケアテーカー資格検定の受験者のセグメントとスキルとの対応関係



(3) 試験方法の検討

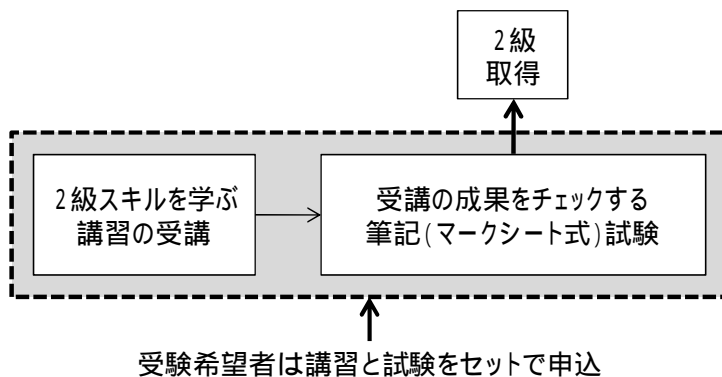
受験者のセグメントとスキルとの対応関係でみた通り、チャイルド ケアテーカー資格検定試験の基礎レベル(2 級)は、保育の基礎、現代保育の特性を理解し、一時的保育に特有のスキルが身に付いたことを確認することを目的としている。

今一度、受験者層を振り返ると、一部に現役の保育士が含まれるものの、多くは保育士資格習得後まもない未熟な保育士(保育士養成課程修了者層)や非現役の保育士層、一般の母親層が大半を占めるであろうと想定している(第 章 章)。

このように、言わば保育のアマチュアが取得を目指すのが基礎レベルの 2 級資格である。このことは、単に教科書的知識、換言すれば言語化できる知識・情報だけではなく、一時的な保育現場における感覚的知識・情報を十分に認識した結果として取得されるものでなければならないということを意味している。

そこで、チャイルド ケアテーカー資格検定事業は下記のような試験方法をとることとしたい。

図表 - 8 チャイルド ケアテーカー資格検定事業の試験方法



(4) 免除についての考え方

上記(2)において一部有資格者に対する免除規定についてふれたが、上記(3)の試験方法によれば、受講の成果をチェックする筆記試験までも免除するには及ばないものと考え、免除は「講習の受講」を対象とするものとして設計することとする。

3. 資格基準(スキル基準)に関する検討

(1)スキルの体系

大学における保育士養成課程のシラバス(埼玉県立大学の「履修の手引きとシラバス 2008」を参照)、認定ベビーシッターの研修科目、本事業において設置した「チャイルド・ケアテーカー資格検定コンソーシアム委員会」における協議結果等に基づいて、9つの大項目を設定したうえで、それぞれ対応するスキル(学ぶべき知識及び身に付けるべき行動等)を割り当てた。スキルは先に分類した3分類に分けて明示した。なお、ここでは、チャイルド ケアテーカー2級のスキルについてのみ一覧としている。

図表 - 9 スキルの体系

大項目	中項目
「一時的保育概論	【特有・重点スキル】 一時的保育の特徴と通常保育との違い
	【現代保育スキル】 現在の子育て事情
	【特有・重点スキル】 一時的保育の保育者の心得
保育マインド	【保育基礎スキル】 保育マインド
	【特有・重点スキル】 保育所集団生活経験のない子どもの心理的特徴
乳幼児の発達(ケアと遊び)	【保育基礎スキル】 発達と遊び
	【保育基礎スキル】 0～2歳の発達
	【保育基礎スキル】 3～6歳の発達
	【現代保育スキル】 おもちゃ、保育備品
一時的保育の実際	【特有・重点スキル】 非継続的な関係性からみた保育の留意点
	【特有・重点スキル】 保育所集団生活経験のない子どもの保育の実際と実践
	【保育基礎スキル】 0歳児保育の特徴
	【特有・重点スキル】 異年齢児保育の留意点
事故予防と対応	【特有・重点スキル】 保育所集団生活経験がなく、異年齢混在の保育環境に特有の事故に対する予防
	【保育基礎スキル】 子どもの事故の特徴
	【保育基礎スキル】 環境設定
	【保育基礎スキル】 ケガへの初期対応
	【特有・重点スキル】 日常的関係をもたない保護者への報告と連絡の特性
【保育基礎スキル】 救急法	
子どもの健康支援	【保育基礎スキル】 子どもの病気に対する知識と対応
	【現代保育スキル】 アレルギー
	【保育基礎スキル】 感染症
	【保育基礎スキル】 報告と連絡
保護者の対応	【特有・重点スキル】 第一印象で信頼を獲得するビジネスマナー
	【特有・重点スキル】 日常的関係をもたない保護者との対応とコミュニケーション(通常コミュニケーション)
	【特有・重点スキル】 日常的関係をもたない保護者との対応とコミュニケーション(子どものトラブル報告)
さまざまな問題を抱えた子どもと保護者の対応	【現代保育スキル】 さまざまな問題を抱えた子どもを持つ保護者への対応
	【保育基礎スキル】 障がいの基礎知識と捉え方
	【現代保育スキル】 さまざまな問題を抱えた子どもへの対応
	【現代保育スキル】 さまざまな問題を抱えた保護者への対応

図表 - 9 スキルの体系(続き)

大項目	中項目
保育スタッフとしての業務と心得	【保育基礎スキル】 危機管理
	【保育基礎スキル】 職業倫理
	【保育基礎スキル】 保育スタッフとしての心得
	【現代保育スキル】 情報の取り扱い

図表 - 10 有資格者に対する講習受講の免除対象とするスキル

保有資格	科目(大項目)	科目(中項目)
保育士保有者 (計7時間の免除)	乳幼児の発達(ケアと遊び)(4時間)	【保育基礎スキル】 発達と遊び
		【保育基礎スキル】 0~2歳の発達
		【保育基礎スキル】 3~6歳の発達
		【現代保育スキル】 おもちゃ、保育備品
	子どもの健康支援(1時間)	【保育基礎スキル】 子どもの病気に対する知識と対応
		【現代保育スキル】 アレルギー
		【保育基礎スキル】 感染症
		【保育基礎スキル】 報告と連絡
	さまざまな問題を抱えた子どもと保護者の対応(2時間)	【現代保育スキル】 さまざまな問題を抱えた子どもを持つ保護者への対応
		【保育基礎スキル】 障がいの基礎知識と捉え方
		【現代保育スキル】 さまざまな問題を抱えた子どもへの対応
		【現代保育スキル】 さまざまな問題を抱えた保護者への対応
幼稚園教諭資格保有者 (計1時間の免除)	乳幼児の発達(ケアと遊び)(1時間)	【保育基礎スキル】 3~6歳の発達
看護師資格保有者 (計1時間の免除)	子どもの健康支援(1時間)	【保育基礎スキル】 子どもの病気に対する知識と対応
		【現代保育スキル】 アレルギー
		【保育基礎スキル】 感染症
		【保育基礎スキル】 報告と連絡
保健師資格保有者 (計1時間の免除)	子どもの健康支援(1時間)	【保育基礎スキル】 子どもの病気に対する知識と対応
		【現代保育スキル】 アレルギー
		【保育基礎スキル】 感染症
		【保育基礎スキル】 報告と連絡
認定ベビーシッター (計1時間の免除)	保育マインド(1時間)	【保育基礎スキル】 保育マインド
		【特有・重点スキル】 保育所集団生活経験のない子どもの心理的特徴

(2)スキルの詳細

2級

図表 - 11 チャイルドケアテーカー2級のスキル一覧

図表 - 11 チャイルド ケアテーカー2級のスキル一覧(続き)

図表 - 11 チャイルド ケアテーカー2級のスキル一覧(続き)

図表 - 11 チャイルド ケアテーカー2級のスキル一覧(続き)

1級

図表 - 12 (参考)チャイルド ケアテーカー1級のスキル一覧

図表 - 12 (参考)チャイルド ケアテーカー1級のスキル一覧(続き)

図表 - 12 (参考)チャイルド ケアテーカー1級のスキル一覧(続き)

4. 実施方法に関する検討

既存の資格ビジネス(株式会社ユーキャン等)や関連資料から事例を収集し、委員会で協議した結果、実施方法については下記のように設定することとした。なお、ここではチャイルド ケアテーカー2級の受講・受験を対象として検討している。

(1)実施時期は11月頃とする

チャイルド ケアテーカー資格検定試験の受講・受験者としては、保育士資格試験(社団法人全国保育士養成協議会)が、例年8月に筆記試験、10月に実技試験を実施していること、保育士養成課程を履修中の学生の試験時期などを鑑みると、11月頃の開催が適当であろうと考えられる。非現役の保育士や一般のお母さん人材については、受講・受験時期を特に考慮すべき点が見あたらない。

(2)実施場所(講習・試験会場)は当面は東京会場のみとする

本事業では、首都圏 5 大都市を対象とした受験意向調査を実施し、その結果等から同地域における毎年受験者数を 1,316 人とする推計結果を得た。大阪会場、名古屋会場、福岡会場等を検討する必要もあるが、現時点では首都圏のみを対象として事業をスタートさせたい。

(3)講習・受験料

既存の資格ビジネス(株式会社ユーキャン等)や関連資料から事例を収集し、委員会で協議した結果、できるだけ低価格としたいとの方針のもと、下記の通り設定することとした。

受講料	35,000 円
テキスト代	2,000 円
受験料	5,400 円

図表 - 13 ユーキャンの講座費用

講座名	受講費用
保育士	54,000 円
簿記 3 級	38,000 円
医療事務	47,000 円
ファイナンシャルプランナー (FP)	62,000 円
実用ボールペン	29,000 円
カラーコーディネーター	49,000 円
歯科助手	44,000 円

図表 - 14 検定試験の費用

資格名称	受験料
日商簿記検定 1 級	7,500 円
日商簿記検定 2 級	4,500 円
日商簿記検定 3 級	2,500 円
日商簿記検定 4 級	1,600 円
ビジネス法務検定 1 級	10,500 円
ビジネス法務検定 2 級	6,300 円
ビジネス法務検定 3 級	4,200 円
PWA 検定	5,400 円

5. 実施スケジュールに関する検討

第1回のチャイルド ケアテーカー2級検定試験を実施するまでに、準備すべき事項は下記の通りである。これらに要する期間を検討した結果、第1回は平成23年11月の実施とすることが妥当な目標であるとした。

特に、事業主体として想定する「(仮称)一般社団法人チャイルド ケアテーカー協会」の設立に向けた準備事務局の設置と専任職員の確保ならびにそのための資金調達(第1次資金調達)が急がれる。これを実現させるためには、本コンソーシアム構成員を中核とする準備体制を平成22年度当初に発足させ、資金調達について主体的に貢献する必要がある。

図表 - 15 第1回チャイルド ケアテーカーT2級検定試験実施までの準備項目及びスケジュール

区分	準備項目	着手	所要期間	期限
事業計画	詳細事業計画の確定	2010.4	7ヶ月	2010.10
事業主体	(仮称)一般社団法人チャイルド ケアテーカー協会の設立 ・協会設立営業 ・協会設立準備事務局設置 / 事務局員採用 / 設立事務	2010.4	7ヶ月	2010.10
講習 試験	2級検定試験実施要領の精査(科目設定、作問等)	2010.4	12ヶ月	2011.3
	2級検定講習実施要領の精査(テキスト制作等)			
営業	雑誌・メディア広報	2011.4	7ヶ月	2011.10
	大学・学会、業界団体、自治体、保育所、企業等への営業活動			
	営業ツール制作(パンフレット、WEBサイト等)			
財政	第1次資金調達(準備事務局運営費用(人件費含む))	2010.4	-	2010.4
	第2次資金調達(資格検定事業用)	2010.8	-	2010.10
その他	第1回2級検定講習会・試験実施会場の確保	2010.11	-	2010.11

6. 事業収支に関する検討

チャイルド ケアテーカー2 級資格検定事業に関する事業収支を試算した。基本的な条件は以下の通りである。

チャイルド ケアテーカー2 級資格検定事業に限った事業収支である。

- 事業主体の組織運営に伴う収支は含んでいない。
- チャイルド ケアテーカー1 級資格検定事業については未定部分があるため折りこんでいない。

初年度初期投資費用のほか、各年度に必要な資金は無利子負債として調達であることを前提としている。

- 資金繰りを考慮せず、単年度及び累積の収支を試算している。

中小企業に対する貸付制度の貸付期間を考慮し、5 ヶ年の事業収支試算を行った。

- 商工中金による中央会推薦融資(子育て支援事業等を対象とする融資商品を含む)における貸付期間3 年以内を参考とした。
- 日本政策金融公庫による女性、若者/シニア起業家支援資金や新事業活動促進資金における貸付期間7 年以内(運転資金)を参考とした。

事業収支試算の結果は以下の通りである。

単年度収支では初年度から約 460 万円の黒字を計上できる。3 年度からは約 660 万円の黒字となる。

初年度に約 1,037 万円、2 年度に約 580 万円の累積赤字を計上するが、3 年度には約 78 万円の黒字を計上し、それまでの累積赤字を解消する。

3 年度以降は黒字が累積する。

図表 - 16 事業収支試算のための諸元

		(単位:円)	(件)	(件)	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)
収入		人数	単価	数量	数量2	小計	各費目小計
	講座受講料	1,150	35,000			40,250	
	検定受験料	1,150	5,400			6,210	
	テキスト代	1,150	2,000			2,300	
支出		人数	単価	数量1	数量2	小計	各費目小計
	人件費						17,400
	事務局長	1	650,000	12		7,800	
	営業担当	1	400,000	12		4,800	
	経理総務担当	1	400,000	12		4,800	
	講師・委員謝金						250
	講座分	1	10,000	25		250	
	検定費						770
	策問委託費	1	500,000	1		500	
	策問検定委員謝金	3	20,000	4		240	
	マークシート購入	1	30,000	1		30	
	臨時賃金						2,976
	アルバイト	1	1,200	8	220	2,112	
	アルバイト	3	1,200	8	30	864	
	旅費交通費						6,902
	営業出張	2	200,000	12		4,800	
	従業員 通勤費	3	40,000	12		1,440	
	講座講師	9	2,000	1		18	
	テキスト作成委員	3	2,000	4		24	
	アルバイト	1	2,000	220		440	
	アルバイト	3	2,000	30		180	
	会場費						3,389
	明治大学アカデミーホール		564,900	6		3,389	
	印刷製本費						1,020
	テキスト		800	1,200		960	
	受講証明書		50	1,200		60	
	宣伝広告費						6,600
	雑誌 + ネット広告		1,000,000	2	3	6,000	
	ホームページ維持管理費		50,000	12		600	
	通信費						1,139
	郵送料【申込書】		140	1,150		161	
	郵送料【講座表】		50	1,150		58	
	郵送料【各種案内】		46	10,000	2	920	
	賃借料						1,800
	家賃		150,000	12		1,800	
	交際費						240
			20,000	12		240	
	その他一般経費						1,700
			1,700,000	1		1,700	
収支							4,574
	初期費用						14,940
	テキスト作成委員	3	20,000	4		240	
	テキスト執筆		10,000	220		2,200	
	デザイン編集		1,000,000	1		1,000	
	各種備品		500,000	1		500	
	各種消耗品		200,000	1		200	
	パンフレット		100	10,000		1,000	
	封筒		30	10,000		300	
	ホームページ立ち上げ		500,000	1		500	
	雑誌 + ネット広告		1,000,000	3	3	9,000	
累積収支							10,366

図表 - 17 事業収支試算の結果

(単位:千円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収 入	48,760	48,760	48,760	48,760	48,760
講座受講料	40,250	40,250	40,250	40,250	40,250
検定受験料	6,210	6,210	6,210	6,210	6,210
テキスト代	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
支 出	44,186	44,186	42,186	42,186	42,186
人件費	17,400	17,400	17,400	17,400	17,400
講師・委員謝金	250	250	250	250	250
検定費	770	770	770	770	770
臨時賃金	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976
旅費交通費	6,902	6,902	6,902	6,902	6,902
会場費	3,389	3,389	3,389	3,389	3,389
印刷製本費	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
宣伝広告費	6,600	6,600	4,600	4,600	4,600
通信費	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139
賃借料	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
交際費	240	240	240	240	240
その他一般経費	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
単年度収支	4,574	4,574	6,574	6,574	6,574
初期投資	14,940				
累積収支	10,366	5,792	782	7,356	13,931

広告を2誌3回から2誌1回へ変更したため

チャイルド ケアテーカー 2級の制度設計素案

ここまで検討した結果を踏まえ、チャイルド ケアテーカー 2級の制度設計素案を下記のとおりまとめた。

1. 認定主体

(仮称)一般社団法人チャイルド ケアテーカー協会

2. 認定する資格

チャイルド ケアテーカー 2級

3. 受験資格及び受験免除規定

(1) 受験資格

満 20 歳以上の者(学歴、国籍等不問)

(2) 受験免除規定

下記の通り、受験に伴う講習の受講を免除する。

図表 - 1 有資格者の免除科目

保有資格	科目(大項目)	科目(中項目)
保育士保有者	乳幼児の発達(ケアと遊び)(4時間)	【保育基礎スキル】 発達と遊び
		【保育基礎スキル】 0～2歳の発達
		【保育基礎スキル】 3～6歳の発達
		【現代保育スキル】 おもちゃ、保育備品
	子どもの健康支援(1時間)	【保育基礎スキル】 子どもの病気に対する知識と対応
		【現代保育スキル】 アレルギー
		【保育基礎スキル】 感染症
		【保育基礎スキル】 報告と連絡
	さまざまな問題を抱えた子どもと保護者の対応(2時間)	【現代保育スキル】 さまざまな問題を抱えた子どもを持つ保護者への対応
		【保育基礎スキル】 障がいの基礎知識と捉え方
		【現代保育スキル】 さまざまな問題を抱えた子どもへの対応
		【現代保育スキル】 さまざまな問題を抱えた保護者への対応
幼稚園教諭資格保有者	乳幼児の発達(ケアと遊び)(1時間)	【保育基礎スキル】 3～6歳の発達
看護師資格保有者	子どもの健康支援(1時間)	【保育基礎スキル】 子どもの病気に対する知識と対応
		【現代保育スキル】 アレルギー
		【保育基礎スキル】 感染症
		【保育基礎スキル】 報告と連絡

図表 - 1 有資格者の免除科目(続き)

保有資格	科目(大項目)	科目(中項目)
保健師資格保有者	子どもの健康支援(1時間)	【保育基礎スキル】 子どもの病気に対する知識と対応
		【現代保育スキル】 アレルギー
		【保育基礎スキル】 感染症
		【保育基礎スキル】 報告と連絡
認定ベビーシッター	保育マインド(1時間)	【保育基礎スキル】 保育マインド
		【特有・重点スキル】 保育所集団生活経験のない子どもの心理的特徴

4. 資格基準

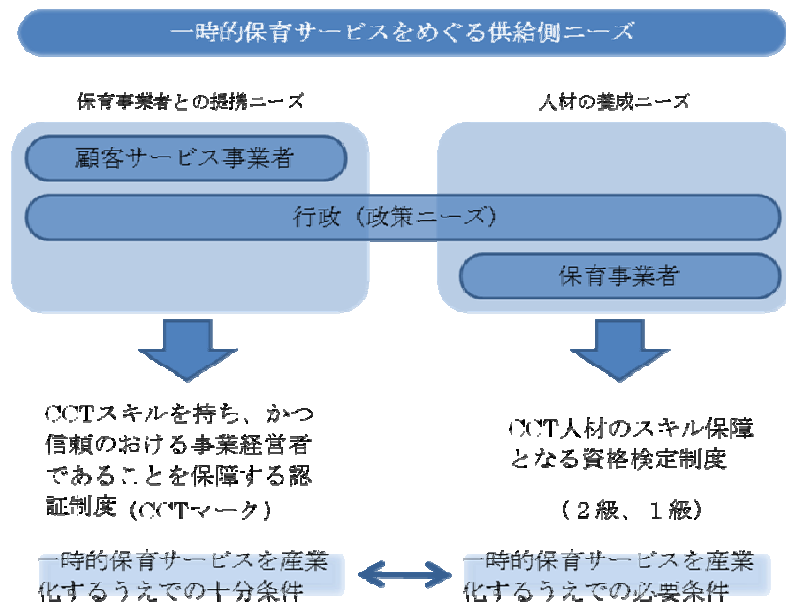
(本報告書「第 章 4」に記載の通り)

5. 実施方法

(本報告書「第 章 5」に記載の通り)

1. 認定事業所制度の必要性

ここまでの調査により、下記のニーズが確認されている。これらニーズに対応するためには、一時的な保育サービスに従事する人材が備えるべきチャイルド ケアテーカー資格検定制度とは別に、一時的な保育サービスを提供する事業者の品質を認証する「認定事業所制度」の創設が必要との認識をもつに至った。



そこで、本事業開始時には想定していなかったため、本報告書においては「補論」としての位置づけにとどめ、今後の検討課題とすることとしたい。

2. 業界自身が認証主体となっている類似事例の検討

(1) 貨物自動車運送事業安全性評価事業 = G マーク

トラック貨物輸送事業者が会員となって設立・運営されている社団法人全日本トラック協会が実施している有料事業所の認定制度である。

業界団体が認定主体となっている業界の自主評価制度であること、会員であるか否かを認定申請の資格要件としていないオープンシステムであること、認定評価者が利害関係業界の代表者のほか第三者、官庁職員、同協会役員の混成であり客観性・中立性が確保されていること、評価基準が公開・明示されていること、認定の効力に期限があること、申請料が無料であることなどに特徴がある。



(2) 学習塾「2007 サービス評価」によるランク認証

社団法人全国学習塾協会が全国 800 以上の会員学習塾に対し、自己申告ベースで「情報開示・保護及び契約に関して安心度 A ランク」の学習塾を決定(認証)する仕組みである。認定は、認定 A ランク、認定 AA ランク、認定 AAA ランクの 3 ランクとなっている。

自己申告ベースであること、学習塾の教育機能に関する評価・認定システムではないことから、本事業における参考事例としてはふさわしくないものとする。

なお、現在「学習塾講師能力評価システム高度化コンソーシアム」が本事業と同じく「サービスイノベーション創出支援事業」により講師の評価システム構築に取り組んでいる。ただし、これは講師の評価システムであり、学習塾の評価システムではない。「等級の高い講師が教える学習塾」を標榜することにより、事実上、学習塾の評価につながるものとは言えようが、本事業が目指す優良事業所認定の制度とは異質なものであろう。

(3) 古紙商品化適格事業所認定制度

業界の「業の質」を向上させるための評価事業として「古紙商品化適格事業所認定」を平成 20 年より実施している。平成 21 年 10 月現在、約 430 社、800 事業所を認定(認定率 60%)している。認定条件は、「古紙商品化設備を有し、ISO、EC21、廃棄物再生事業者登録等、公的制度の認証及び許可を受けている事業所で、且つ、品質管理責任者を置き全原連の定める品質管理システムが機能しており、コンプライアンスの遵守態勢の整っていること」が条件となっている。「古紙商品化適格事業所」認定事業所は、安心、安全、環境に優しい、紙リサイクルサービスを提供している事業所として認証されている。貨物自動車運送事業安全性評価事業と同じく、業界団体が認定主体となっている業界の自主評価制度であり、文字通り「業の質」を認証する仕組みであるが、仕組みの詳細が公開されていないため、参考とはしがたい。



(4) 産業廃棄物優良処理業者認定制度等、自治体による特定業界の品質評価制度

産業廃棄物優良処理業者認定制度は、環境省の「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に基づき、評価基準への適合性が確認された処理業者を自治体がホームページで公開するなどの認証行為を行う制度である。

評価基準をみると、遵法性(廃棄物処理法、浄化槽法等に基づく不利益処分(改善命令、措置命令、停止命令等)を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当せず、かつ、確認を受けようとする業と同じ区分の業を5年以上的確に行っていること)、情報公開(会社情報、許可の内容、施設及び処理の状況、財務諸表、料金の提示方法、組織体制等の情報を6月以上インターネット上で公開し、それぞれ所定の頻度で更新していること)、環境保全への取組(事業活動に係る環境配慮の取組が標準的な規格等に適合していること)について、ISO14001規格又はエコアクション21ガイドラインの認証制度により認められていること)等が挙げられている。

これらの基準からみると、この評価はあくまでも法令や今や業界標準ともいえるISOの認証といったミニマムな基準を満たしていることの評価であり、業界としての積極的な品質向上を目指す取り組みであるという点では、参考事例とするにはふさわしくない。また、業界自身ではなく、公(自治体)が認定するという点も参考事例とするにはふさわしくない。

3. 認定事業所制度の素案

以上、複数タイプの事例を検討したが、「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)」が最も参考となる事例であることを踏まえ、認定事業所制度の素案を次のとおり作成した。但し、これはあくまでも現時点での構想素案であり、今後継続的検討を進めるうえでの“たたき台”として位置づけるものである。

一時的保育優良事業所評価事業(CCT マーク)

CCT マークのイメージ



仕組みの重要ポイント

(仮称)一般社団法人チャイルド ケアテーカー協会が認定主体となる。(業界の自主評価)

(仮称)一般社団法人チャイルド ケアテーカー協会の会員であるか否かは認定申請の資格要件に無関係。(オープンシステム)

認定評価者は利害関係業界の代表者のほか第三者(学識経験者)、官庁職員、同協会役員の混成とする。(客観性・中立性の確保)

評価基準を公開・明示する。

有効期限を設定する。

申請は有料とする。(*)

* G マークの申請費用は無料であるが、本事業は設立間もない状況であり、この仕組みも収益事業としておきたいことから、有料とすることにした。なお、金額については今後の検討課題とする。

申請資格 (なお、下記の数値は仮のものである)

事業開始後 2 年を経過していること。

受け入れる子どもの数が毎月延べ 50 人以上であること。

過去 1 年間に営業停止等の行政処分を受けていないこと

評価基準 (なお、下記の数値は仮のものである)

1.施設長及びスタッフのチャイルド ケアテーカースキル 水準

(1)チャイルド ケアテーカー 1 級資格者が 1 名以上いること

(2)チャイルド ケアテーカー 2 級資格者が子ども 3 人に対して 1 名以上いること

2.コミュニケーション体制

- (1)連絡帳の観察評価
- (2)保護者による保育スタッフのコミュニケーション能力評価
- (3)その他

3.マネジメント

- (1)就業規則、研修計画等の整備状況、実施状況(労務管理、人材育成)
- (2)リスクマネージャーの配置・研修状況
- (3)施設長等の責任スタッフのチャイルド ケアテーカーマネジメント研修の受講履歴
- (4)マーケティングスキルを有し、顧客満足度を高める工夫を実施していること
- (5)その他

審査体制

「CCT マーク認定委員会」

学識経験者、厚生労働省職員、チャイルド ケアテーカー協会役員、弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士等で構成する。

有効期限

認定の日から起算して2年間とする。

申請費用（なお、下記の数値は仮のものである）

初回認定審査申請料は50,000円とする。

第2回目以降は20,000円とする。

本事業の評価及び問題点

1. 本事業の評価

本事業は、下記3点を問題意識として実施したものである。

そもそも「一時的な保育サービス」がビジネスとして成立するに足る市場を形成しうるか否か

市場を形成しうるとした場合、保育士とは異なるスキルをもつチャイルド ケアテーカーが必要とされるか否か

チャイルド ケアテーカーが必要とされる場合、そのスキルはどのような内容となるか。また、そのスキルの装備を促す資格検定事業が成立するか否か。

これら問題意識に対応すべく各種調査、検討を行った結果、下記のとおりそれぞれに対応する結論を導き出すことが一定程度できたものと評価することができよう。

「一時的な保育サービス」については、首都圏5大都市に限ってみても、需要(ニーズ)、供給(一時的な保育サービス事業者の存在)の両面から、これがビジネスとして成立するに足る市場規模をもつということを証明できた。

保育士と異なるスキルが必要であることは、現在「一時的な保育サービス」を提供している自治体も、専門家も認知していることが確認された。また、厚労省においても、「一時預かり事業」において保育にあたる人材の全てが保育士であることを要件とはしていないことから、保育士に代わる適切な人材の必要が生じる可能性が高いことがわかった。さらに、厚労省による「一時預かり事業」は保育基準を含めた諸条件の緩和をすることなしに事業拡大をすることが困難であるという実情も確認された。こうしたことから、チャイルド ケアテーカーに対する潜在的な人材ニーズはあるものと考えることに妥当性があるという結論を導くことができた。

専門家による検討(委員会)における議論を通じて、チャイルド ケアテーカーが備えるべきスキルマップを策定することができた。また、保育士養成課程履修者や非現役保育士の中に多くの受験意向があることが確認された。この受験意向に基づく受験者数推計結果を踏まえた事業収支を試算した結果、事業開始当初より債務超過もなく、単年度黒字を実現することが可能であるとする結論を導くことができた。

2. 本事業の問題点

上記「1」の通り、本事業の成果については一定の評価を下すことができるものの、下記の事項については依然として不安定・不確定要素が残っていると云わざるを得ない。

「一時的な保育サービス」がビジネスとして成立するに足る市場規模をもつことを確認し、資格検定事業の事業成立可能性について確認したものの、「一時的な保育サービス」という事業そのものは、当初は公的補助(厚労省による「一時預かり事業」または自治体独自の補助)を伴う民間事業として、参入の広がり生まれてくるという認識を持たざるを得ない。本事業は、「一時的な保育サービス」が公的補助なしに事業成立することを前提としているものではないが、持続可能な産業として「一時的保育サービス」を育成していくうえでは、国及び自治体の財政事情の影響を強く受けることのないビジネスとして成立させる必要がある。そのための条件ならびに環境をいかに整えていくかという点を今後の重要課題として位置づける必要がある。

また、当初の事業参入の広がりを支える公的助成については、厚労省が「一時的保育」を「一時預かり事業」へと再編し、児童福祉法上の「保育」の位置づけから距離を置きつつあるとはいえ、依然として「保育」に準じる事業であるとし、NPO や企業の参入に際しても最低1名の保育士配置を必須要件としていることを鑑みれば、保育士に代わる有効人材としてのチャイルド ケアテーカーの役割をアピールし、保育士に準じる資格者として認知させるための運動を展開していかなければならない。なお、「保育」はあくまでも保育士を配置した業務であり、チャイルド ケアテーカーが「一時的な保育サービス」提供者であるとする当コンソーシアムの言葉使いに対しては「保育」の用語使用を避けてほしいとの厚労省の意思が示されていることに鑑み、当コンソーシアムとしては厚労省との良好な協働関係を構築するためにも、チャイルド ケアテーカーを「一時預かりサービス」提供者とする、との用語変更を検討するのが得策であろうと考えられる。

チャイルド ケアテーカー資格検定事業の当初ターゲットは、非現役の保育士、幼稚園教諭、看護師等の有資格者、ならびに保育士養成課程修了(在学)者であるが、潜在的受験意向をもつ一般のお母さんやシニア層の受験を顕在化していくためには資格のブランディングが必要となる。本事業ではその点までを検討対象とはしておらず、今後の検討課題として位置づける必要がある。

チャイルド ケアテーカー資格検定事業の事業主体として想定した「(仮称)社団法人チャイルド ケアテーカー協会」は、事業所認定事業に合わせて、「一時的な保育サービス」事業への参入を目指す資格取得者を対象とする起業支援に取り組むことが求められる。本事業ではその点までを検討対象とはしておらず、今後の検討課題として位置づける必要がある。

本事業では、チャイルド ケアテーカー2級の資格検定事業を中心にその素案作成を行ったが、1級の資格検定事業についても引き続き検討を継続する必要がある。

今後の課題及び展開

本事業を振り返った課題及び今後の展開については前章(「本事業の評価及び問題点」)で述べた。そこで、本報告書の巻末にあたり、「一時的な保育サービス」の産業化に向けた戦略課題及びその克服に向けた展開の方向を2点述べておきたい。

(1) 「認定事業所制度」による顧客信頼の獲得が潜在市場を健在化させる

首都圏5大都市に限ってみても58万人の潜在的利用者、650～1,160億円の潜在的市場は、同種の利用意向が全国の政令指定都市にも存在すると仮定すれば、その約2倍(人口比)となり、106万人、1,320～3,320億円という市場規模になる。

これら潜在市場を健在化させるためには、利用者ニーズに即したマーケティング、マネジメントが必要である。本事業で明らかになった重要ポイントとして、利用者(特に母親)の心理的障壁を解消できるマーケティング(=自分の都合で他人(施設)に子どもを預けることのうしろめたさを解消する)、安心・安全、保護者コミュニケーション、保育スタッフのトレーニングや保育の品質評価といった良質なマネジメントの確立がある。

こうしたマーケティングやマネジメントは、保育者一人ひとりのスキルではなく、事業所としての経営方針に関わる事項である。したがって、本事業でも補論的に取り扱った「認定事業所制度」を早期に確立し、事業所の品質を利用者に開示するしくみを定着させることが必要である。

平成22年度、本コンソーシアムでは、チャイルド ケアテーカー1級に関する制度設計に取り組む一方で、「認定事業所制度」に関する調査・検討を継続することを検討したい。

(2) チャイルド ケアテーカー自身によるコミュニティビジネスの起業が産業の裾野を広げる

母親・父親グループインタビューでは、一部の母親が、「一時的な保育サービス」を自ら起業してみたいとの意向が示された。子育て中の母親同士の気持ちも理解できるし、自分の子どものケアもしながらの起業ができるという点で強い関心をひいたものであろう。

このような起業意向は少なくないと考えられる。チャイルド ケアテーカーの資格を取得すれば、一定のスキルを身に付けることもできる。その機会に、近隣コミュニティの母親仲間同士による起業を支援する仕掛けがほしいところである。これは一種のコミュニティビジネスであり、その起業が各地域で展開すれば、産業の裾野を広げることになる。

起業支援の施策としては、保育現場における実習、起業ノウハウ研修、起業資金の調達相談への対

応、自治体等との協働コーディネート、起業・開設後の定期的なアフターケア等が考えられる。これら支援業務を、資格検定事業の事業主体として想定する「(仮称)一般社団法人チャイルド ケアテーカー協会」の事業として折りこむことを検討していきたい。

経済産業省委託事業
平成 21 年度 サービスイノベーション創出支援事業
(サービス産業能力評価システム構築支援事業)

チャイルド ケアテーカー資格検定事業 報告書

発行日 2010 年 3 月 5 日
発行者 チャイルド ケアテーカー資格検定コンソーシアム
(代表団体・ビズデザイン株式会社)
〒105-0021 東京都港区東新橋 2-10-10
電話 03-4470-0246

本報告書は、経済産業省による委託事業「平成 21 年度 サービスイノベーション創出支援事業（サービス産業能力評価システム構築支援事業）」により制作・発行したものである。

